

## ②重層的支援体制整備事業における 各事業の支援フロー

令和2年11月30日

厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課

1. 各事業について
  - (1) 重層的支援体制整備事業の全体像
  - (2) 包括的相談支援事業
  - (3) 多機関協働事業
  - (4) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
  - (5) 参加支援事業
  - (6) 地域づくり事業
2. 重層的支援会議
3. 支援会議

※ 本資料については、現時点での検討内容をまとめたものであり、内容については変更等があり得るので留意されたい。

# 1. 各事業について

# (1) 重層的支援体制整備事業の 全体像

# 重層的支援体制整備事業の支援フロー(イメージ)

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的相談支援事業において包括的に相談を受け止める。
- 包括的相談支援事業が受け止めた相談のうち、単独の支援関係機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例は多機関協働事業につなぐ。
- 多機関協働事業は、各支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定めたプランを作成し重層的支援会議に諮る。
- 重層的支援会議を通じて、関係機関間で支援の方向性にかかる合意形成を図りながら、支援に向けた円滑なネットワークをつくることを目指す。
- また、必要に応じてアウトリーチ等を通じた継続的支援事業や参加支援事業につないでいく。

## 相談者の発見や情報提供

- ・ 地域住民
- ・ 各種会議からの情報
- ・ 支援関係機関
- ・ 他分野の連携機関

## 包括的相談支援事業

### 相談の受け止め

- ・ 地域包括支援センター
- ・ 基幹相談支援センター等
- ・ 利用者支援事業の実施機関、母子健康包括センター
- ・ 生活困窮者自立相談支援機関

## アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

訪問  
相談

支援の実施  
プラン実行

モニタリング

終結

## 複雑化・複合化した事例

## 多機関協働事業

- ・ 課題が複雑化・複合化した事例等に関して、関係者や関係機関の役割を整理、支援の方向性を示す



## 重層的支援会議

- ・ プランの適切性の協議
- ・ プランの共有
- ・ プラン終結時等の評価
- ・ 社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討

会議内で役割分担や課題等を整理し、紹介元や適切な機関等につなぐ。

全体の支援体制  
のモニタリング

終結  
本人の課題が整理され、支援の見通しがついていたところ

## 参加支援事業

- ・ 本人のニーズを丁寧にアセスメントしたうえで、社会とのつながりを作るための支援を行う。

### <狭間のニーズへの対応の具体例>

就労支援

見守り等居住支援



支援の実施  
プラン実行

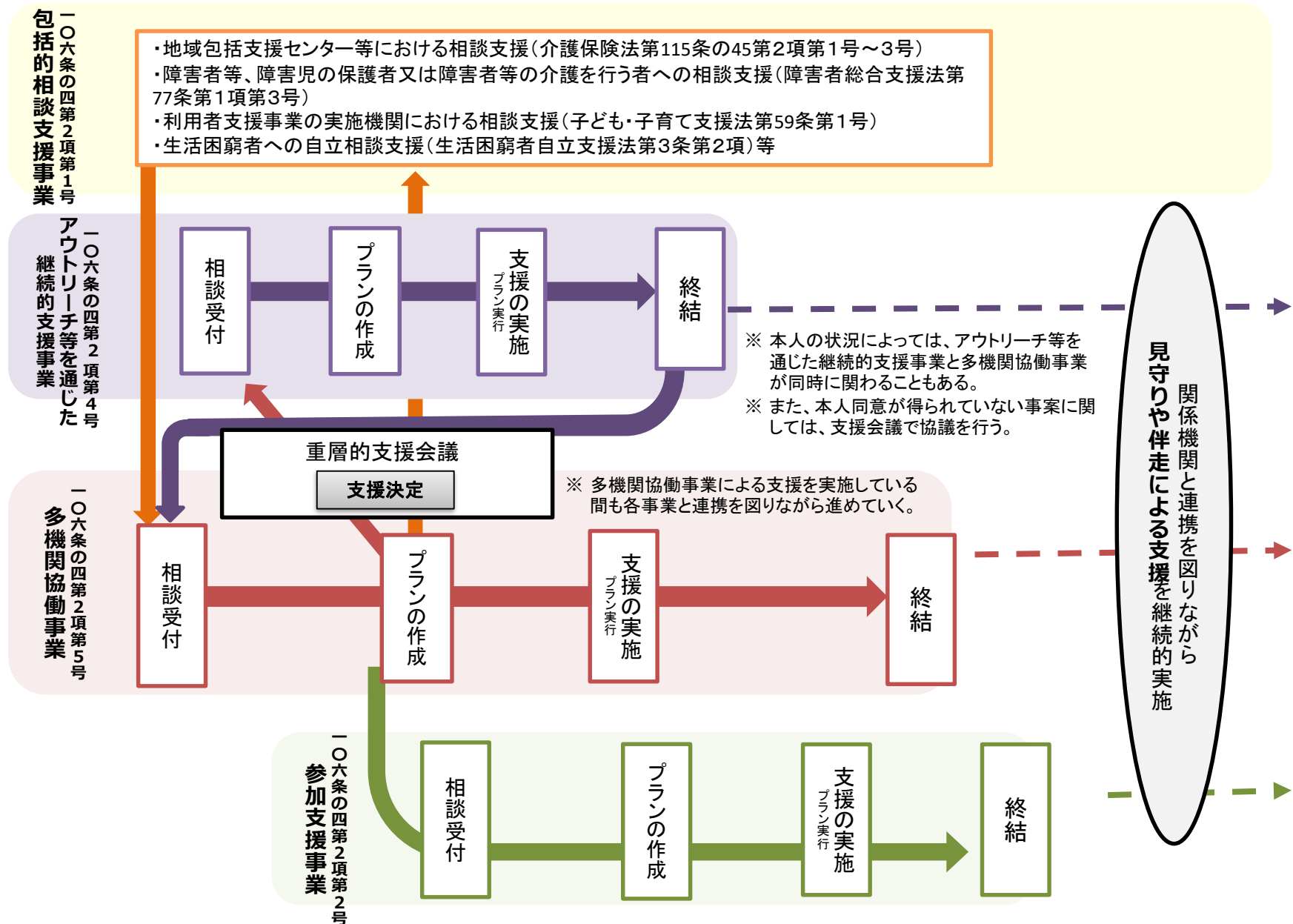
モニタリング

終結

※ 重層的支援会議で検討した結果、包括的相談支援事業が引き続き主担当として支援すべき案件であるとなった場合には、包括的相談支援事業に戻すこともある。

※ アウトリーチ等事業は支援の性質上、多機関協働事業が関わる前から支援を開始することもある。

# 重層的支援体制整備事業における支援フロー（イメージ）



# 包括的な相談支援体制の整備パターン例

- 多機関協働事業は、重層的支援体制整備事業における関係者間の円滑な連携を図るなど、既存の相談支援機関をサポートし、市町村の包括的な支援体制の構築を支援するものとして、単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例の調整役を担い、重層的支援会議における協議等を通じて、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定める機能を果たすものである。
- 多機関協働事業を担う機関の整備方法については、包括的支援事業者とは別の機関として整備する場合や、包括的支援事業者のいずれかに多機関協働の機能を付加する場合など、整備形態には下表のような類型が想定される。
- どのような機関が多機関協働の機能を担うかは、包括的相談支援事業者の整備形態等を踏まえ、地域資源の強みを活かす体制を、各市町村が地域の実状に応じて、関係者の意見を踏まえて検討いただくもの。
- なお、多機関協働事業は、行政機関が直営で担う場合のほか、包括的相談支援事業者などに委託することも可能。ただし、多機関協働事業は、各相談支援事業者間等の調整業務を担うものであるため、事業者へ事業委託する場合でも、重層的支援会議には行政機関職員が参加するなど、調整業務が円滑に行えるようにする必要がある。

| 包括的相談支援事業者・相談窓口業務との関係                     |   |                                           | 想定される多機関協働としての機能・職員配置等                                                                                                                |
|-------------------------------------------|---|-------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>独立機関</b><br>(包括的相談支援事業者とは別の機関として設置)    | ① | 相談窓口は持たずに、各調整・バックアップ機関として設置               | ・相談の受け止めなど <u>直接的な支援業務は既存各分野の相談支援機関が担当。</u><br>・多機関協働は、 <u>複雑化・複合化した事例に関する調整機能に特化し業務を行う。</u>                                          |
|                                           | ② | 分野等を問わない一次相談窓口機能も含めた機関として設置               | ・多機関協働は、一次相談窓口や包括的支援事業者が受けた相談のうち、 <u>複雑化・複合化した事例に関する調整機能を果たす。</u><br>※ 相談窓口は、相談の受け止めのみを行う場合や、各分野の支援対象とならない事案について、直接的な支援業務も行う場合も想定される。 |
| <b>既存機関併設</b><br>(包括的相談支援事業者に多機関協働の機能を付加) | ③ | 統合型(ワンストップ)相談窓口を設置                        | ・多機関協働機能を担う専任職員を配置する場合や、各分野の相談事業を統括する職員に多機関協働の機能を持たせる場合などが考えられる。                                                                      |
|                                           | ④ | 包括的相談支援事業を実施するいずれかの機関に付加                  | ・多機関協働機能を担う専任職員を配置する場合や、総合相談窓口として相談の受け止めの業務も行いつつ、調整業務も行う場合も想定される。                                                                     |
|                                           | ⑤ | 特定の機関ではなく、包括的相談支援事業を担う機関のそれぞれに、連携・調整機能を付加 | ・包括的相談支援事業を行う機関において、それぞれ連携担当職員を定め、当該職員を中心にして多機関協働の機能を担う。                                                                              |

# 多機関協働機能の整備パターン例①

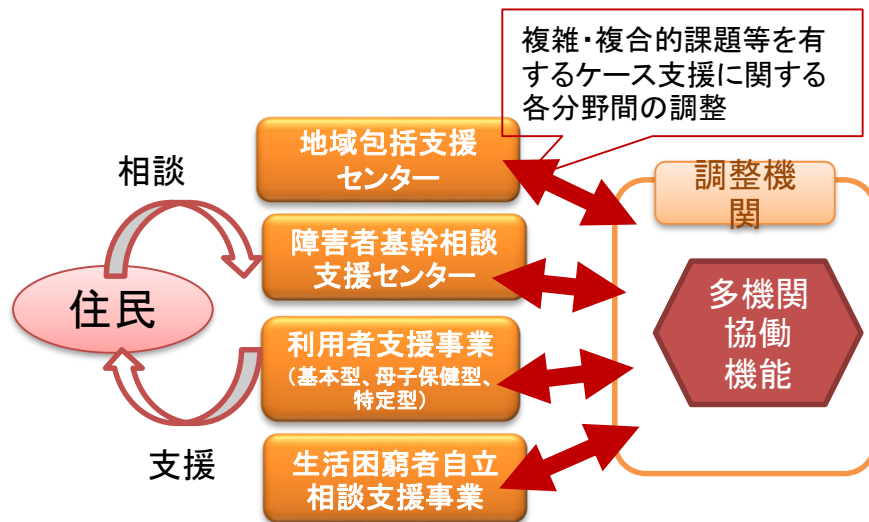
相談窓口は持たずに、各調整・バックアップ機関として整備

## <組織等の体制>

・既存の包括的相談事業者とは別に、役所内等に調整業務を行う機関を整備する、

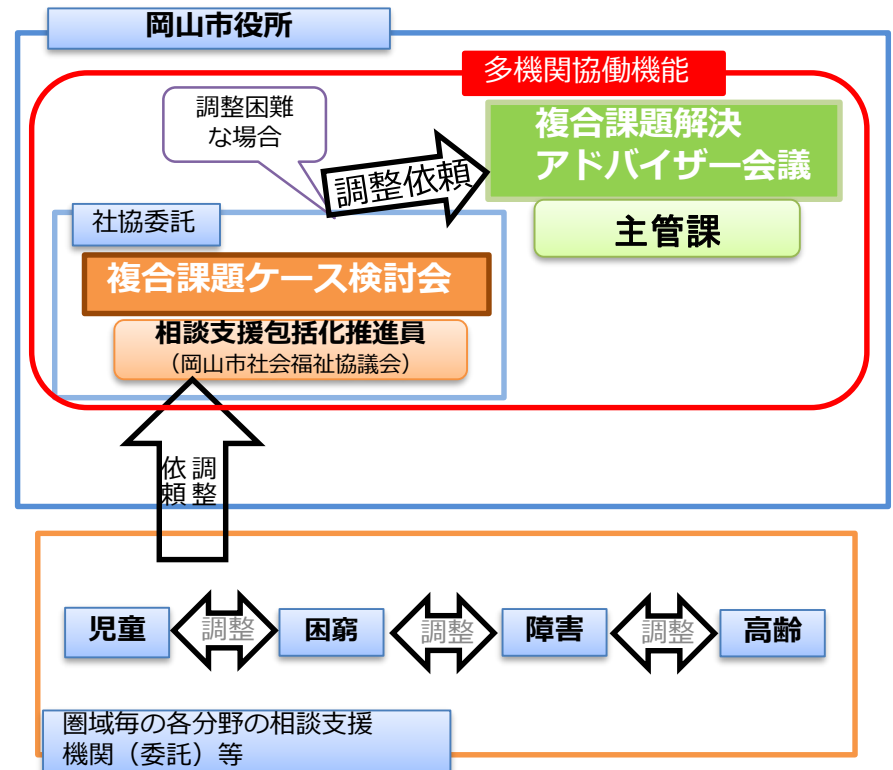
## <多機関協働を整備する機関の機能>

・相談の受け止め、直接的な支援業務は既存各分野の相談支援機関が担当。  
 ・多機関協働は、課題が複雑化・複合化した事例に関する関係機関間の役割の整理や支援の方向性のまとめなどの調整機能を果たす。



## 岡山県岡山市の例

- ・圏域をベースに整備されている各相談機関の支援を最大限活用した相談体制の整備
- ・市役所庁舎に相談支援包括化推進員を配置し複合相談を受付、関係機関を招集し複合課題ケース検討会を実施
- ・複合課題ケース検討会で対応が困難な場合は、庁内各課幹部を交えた複合課題解決アドバイザー会議において方針を決定





## 多機関協働機能の整備パターン例②

包括的相談支援事業それぞれに連携・調整機能を付加する

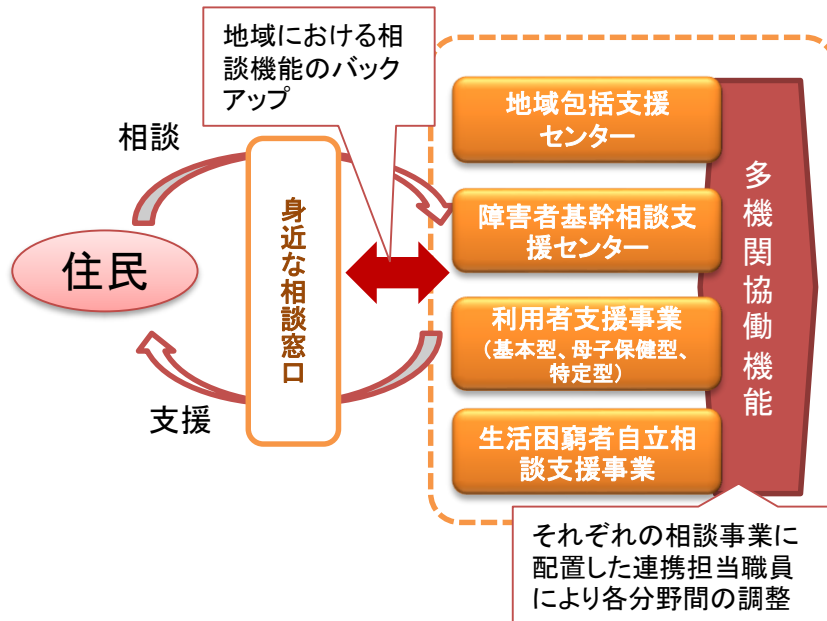
### ＜組織等の体制＞

・各分野の包括的相談支援事業に、それぞれ多機関協働機能を担う連携担当職員を配置する。

### ＜多機関協働を整備する機関の機能＞

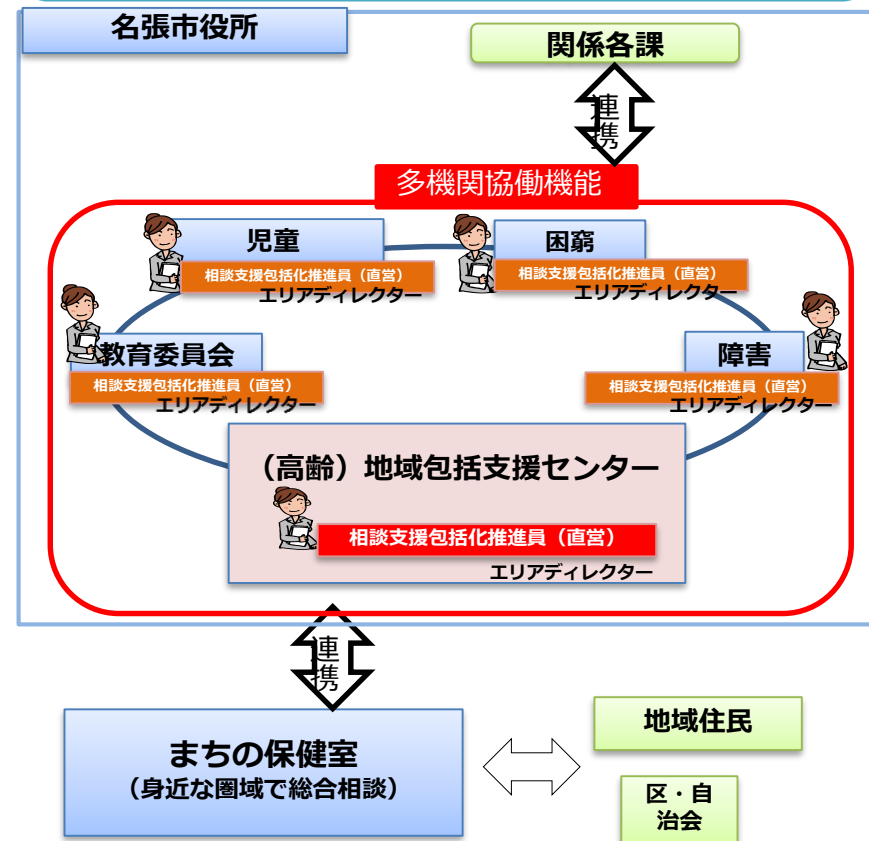
・多機関協働機能としては、福祉相談窓口で受けた相談や包括的支援事業者が受けた相談のうち、課題が複雑化・複合化した事例に関する関係機関間の役割の整理や支援の方向性のまとめなどの調整機能を果たす。

※ 福祉相談窓口は、一次的な相談の受け止めのみを行う場合や、各分野の支援対象とならない事案について、直接的な支援業務も行う場合もある。



### 三重県名張市の例

- 複雑・複合化した事例に対応する相談支援包括化推進員（「エリアディレクター」）を複数部署（※）に配置し、多機関協働の取組を進めることで、エリアネットワークを強化し、地域の課題解決能力を向上。  
※地域包括支援センター、生活困窮、児童、障害、教育委員会
- 身近な距離で分野を超えた総合相談を行い、地域をバックアップする「まちの保健室」の整備と体制強化。



## 統合型(ワンストップ)相談窓口整備

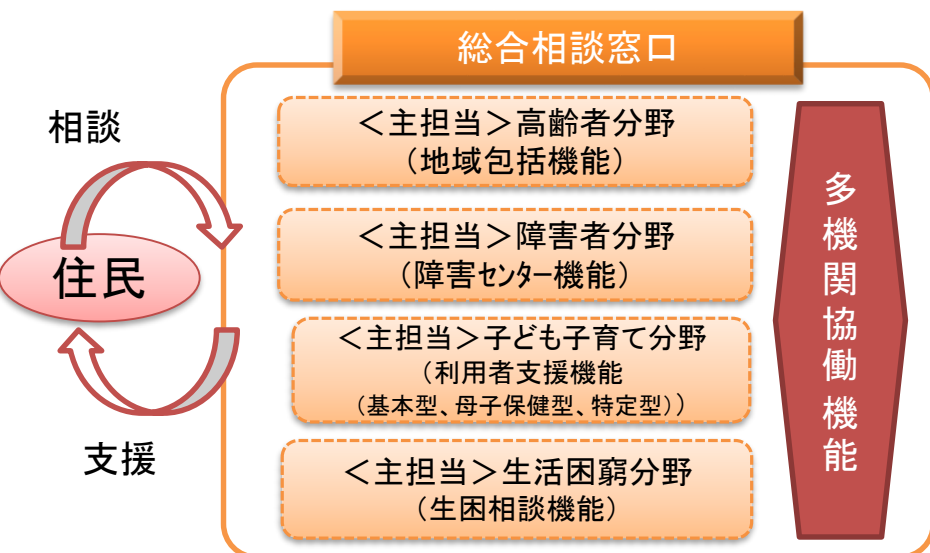
### ＜組織等の体制＞

- ・既存各分野の包括的相談支援事業を一体化した総合相談窓口(ワンストップ窓口)を整備し、当該機関の内部に、各分野間の調整機能を持たせる。

※ 職員配置は、多機関協働の専任職員を配置する場合や、各分野の相談事業を統括する職員に多機関協働の機能を持たせる場合などが考えられる。

### ＜多機関協働を整備する機関の機能＞

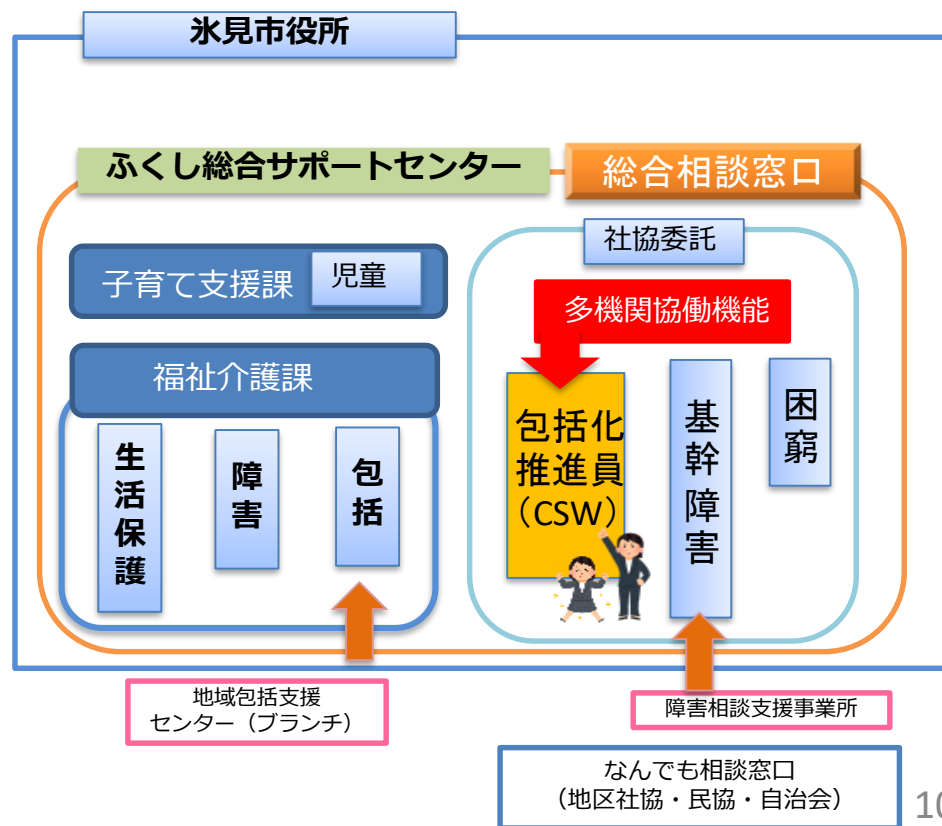
- ・多機関協働の担当職員は、各分野の調整を行うほか、総合相談窓口の職員として、直接、相談の受け止めや、各分野の専門相談のフォローアップをすることも考えられる。



※ 市町村の区域毎に各地区のワンストップ窓口を整備する場合もある。

## 富山県氷見市の例

- ・福祉の総合相談窓口として「ふくし総合サポートセンター」を整備し、相談の受け止めや各分野間の調整機能を持つ。
- ・包括化推進員を中心に、市役所・社協の協働により適切にアセスメントし、支援。



# 多機関協働機能の整備パターン例④

包括的相談支援事業とは別に、総合的に相談を受け付ける機関を設け、連携・調整機能を付加

## ＜組織等の体制＞

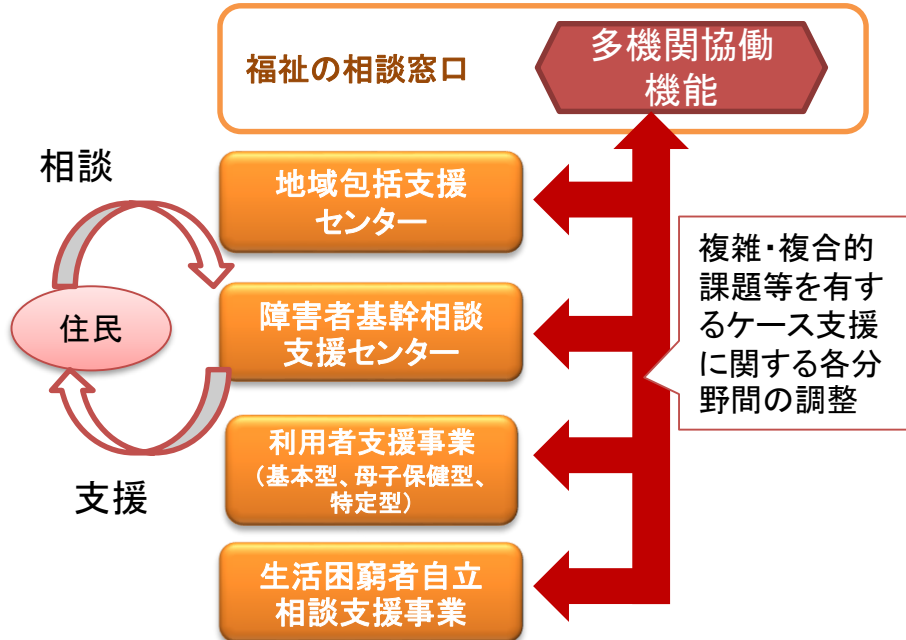
・各分野の包括的相談支援事業とは別に、相談支援事業の一形態として、幅広く相談を受け止める窓口(福祉相談窓口)を整備し、当該窓口を整備する機関の中に、多機関協働の機能を持たせる。

※ 職員配置は、多機関協働機能の専任職員を配置する場合や、相談窓口として相談の受け止めの業務も行いつつ、調整業務も行う場合も想定される。

## ＜多機関協働を整備する機関の機能＞

・多機関協働機能としては、福祉相談窓口で受けた相談や包括的支援事業者が受けた相談のうち、課題が複雑化・複合化した事例に関する関係機関間の役割の整理や支援の方向性のまとめなどの調整機能を果たす。

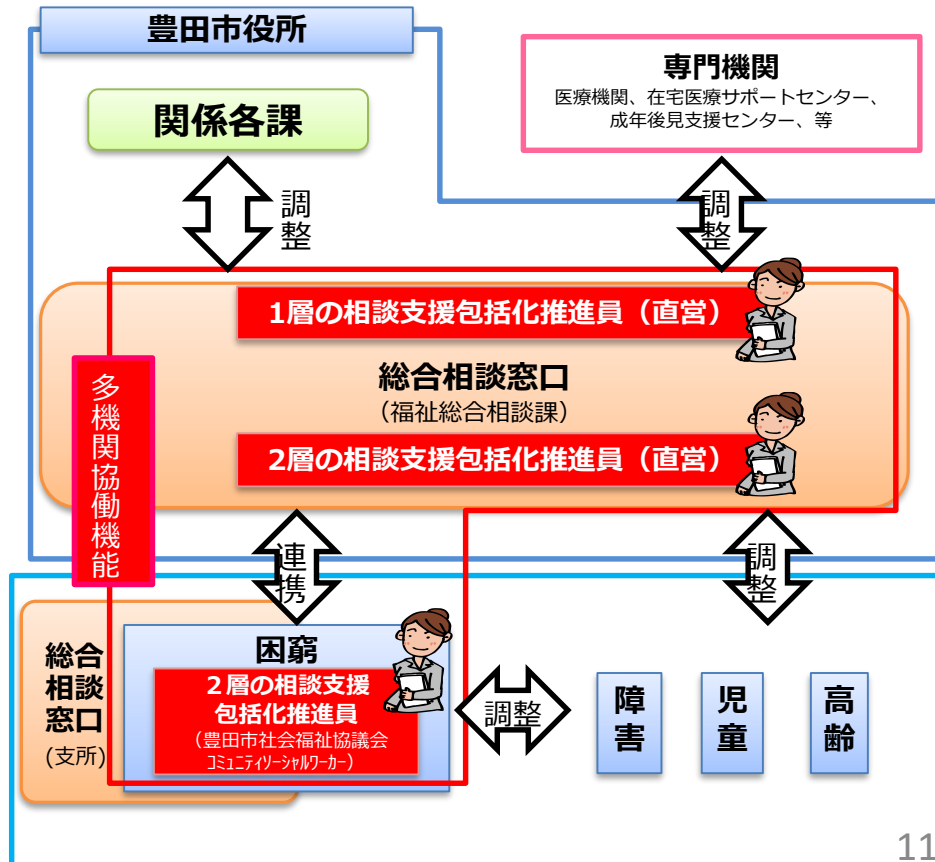
※ 福祉相談窓口は、一次的な相談の受け止めのみを行う場合や、各分野の支援対象とならない事案について、直接的な支援業務も行う場合もある。



## 愛知県豊田市の例

○圏域に配置されたコミュニティソーシャルワーカーと、市役所に配置された福祉総合相談課職員の連携により、複雑・複合課題等のケース支援を関係機関と調整。

○総合相談窓口と一体的に整備することで、ケースの拾い上げが期待されるとともに、コミュニティソーシャルワーカーが関与することで、地域づくりとアウトリーチとの連動を行う。



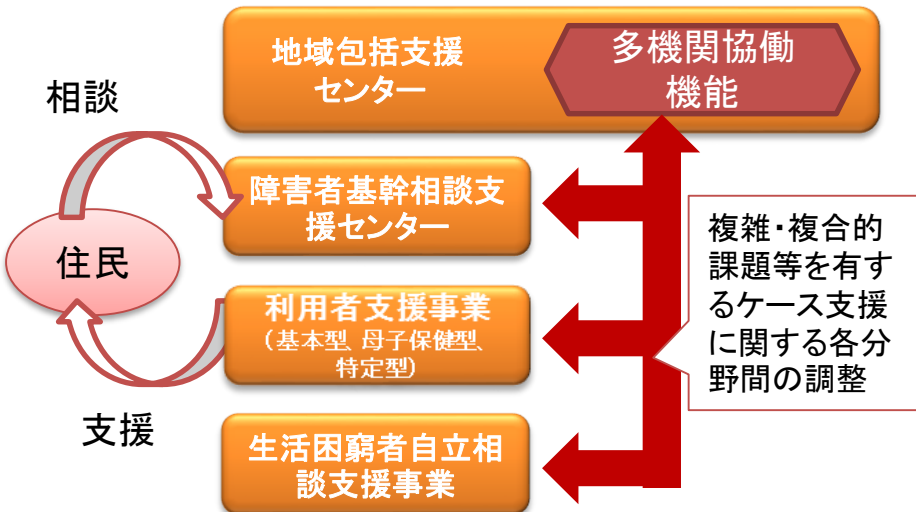
包括的相談支援事業を担う機関のいずれかに、連携・調整機能を付加

## ＜組織等の体制＞

・各分野の包括的支援事業者のうち、いずれかの機関に多機関協働の機能を持たせる。

## ＜多機関協働を整備する機関の機能＞

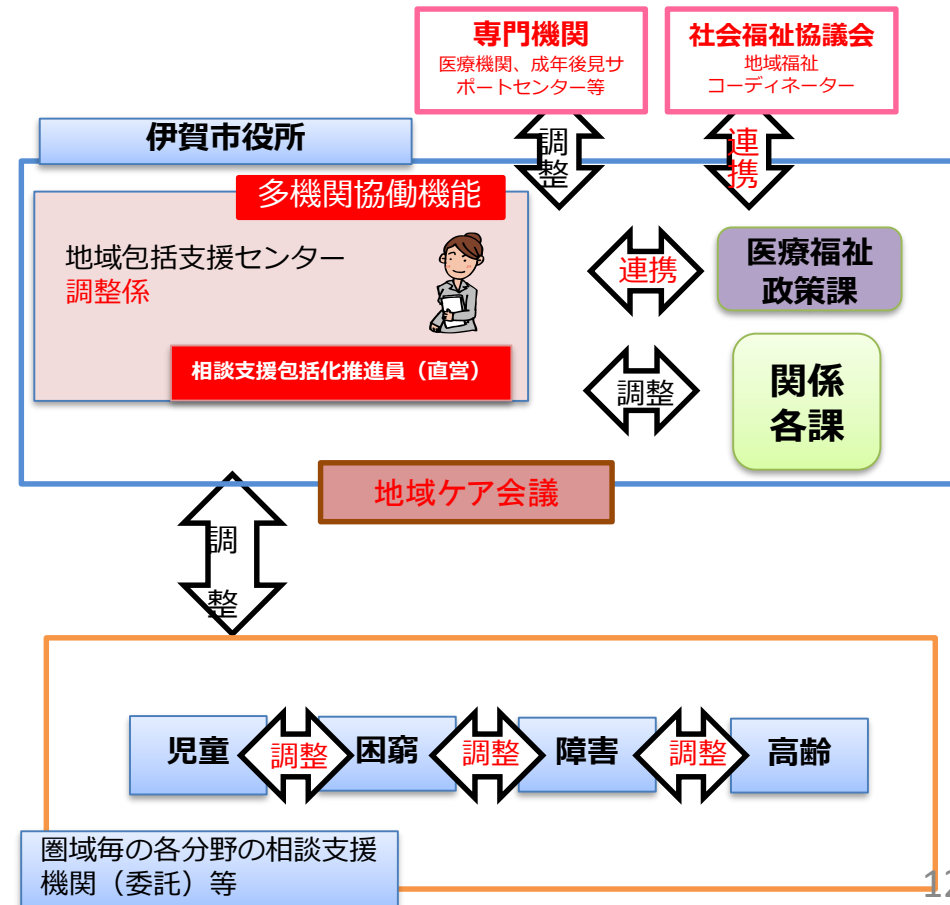
・多機関協働機能の業務を担当する専任職員を配置する場合や、包括的相談支援事業として相談の受け止めの業務も行いつつ、調整業務も行う場合も想定される。



## 三重県伊賀市の例

○ 課題が複雑にからみあった事例について、地域包括支援センター調整係（相談支援包括化推進員）が相談を調整する会議（**地域ケア会議**）を開催し、**アセスメント及び役割の整理**を行う。

○ **地域福祉計画に基づき**、抽出された地域課題を施策につなげるため医療福祉政策課と連携し、**福祉施策調整会議**を開催。



## **(2) 包括的相談支援事業**

## 包括的相談支援事業とは

(社会福祉法第106条の4第2項第1号)

- **属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める**  
各相談支援事業者は、相談者の属性・世代・相談内容に関わらず包括的に相談を受け止め、相談者の課題を整理し、利用可能な福祉サービスの情報提供などを行う。
- **支援機関のネットワークで対応する**  
受け止めた相談のうち、単独の相談支援事業者では解決が難しい事例は、適切な相談支援事業者や各種支援機関と連携を図りながら支援を行う。
- **複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ**  
また、受け止めた相談のうち、課題が複雑化・複合化しており、支援関係機関間の役割分担の整理が必要な事例の場合には、多機関協働事業につなぎ、各種支援機関等と連携を図りながら支援を行う。



## 包括的相談支援事業の支援フロー

- 重層的支援体制整備事業は、市町村全体で全地域住民に対する重層的なセーフティネットの強化を目指すものであり、包括的相談支援事業においては、属性や世代に関わらず包括的に相談を受け止めるほか、複合的な課題を抱えており関係機関間による役割分担の整理や支援の総合調整が求められる事例に関しては、多機関協働事業につなぐことが求められる。
- また、事例の内容に応じて、重層的支援会議に出席し多機関協働事業によるプランの妥当性を検討するほか、多機関協働事業からの依頼に応じて、必要な情報を収集したり、本人や世帯の再アセスメントをすることが求められる。
- 包括的相談支援事業と多機関協働事業の連携は、相談受付から終結まで継続的に続くものであるが、特に、下記の5つのタイミングにおいて適切な連携を図ることが求められる。（※詳細は次頁参照）
  - (1) 多機関協働事業へのつなぎ(支援依頼)
  - (2) 重層的支援会議での協議
  - (3) 多機関協働事業から紹介元へのつなぎもどし
  - (4) プラン実行中の連携
  - (5) 多機関協働事業による支援終結後のつなぎもどし

一〇六条の四第2項第1号  
包括的相談支援事業

- ・地域包括支援センター等における相談支援（介護保険法第115条の45第2項第1号～3号）
- ・障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者への相談支援（障害者総合支援法第77条第1項第3号）
- ・利用者支援事業の実施機関における相談支援（子ども・子育て支援法第59条第1号）
- ・生活困窮者への自立相談支援（生活困窮者自立支援法第3条第2項）等

一〇六条の四第2項第5号  
多機関協働事業

(1)

相談受付

重層的支援会議

(2)

プランの作成

（法第106条の4  
第2項第6号）

(3)

支援の実施  
プラン実行

いずれのタイミングにおいても、  
両事業は連携・協働することが  
重要である

(4)

終結

# 包括的相談支援事業の支援フローと考え方

## 1. 包括的な相談の受け止め

- 包括的相談支援事業においては、相談者の属性や世代、相談内容に関わらず、包括的に相談を受け止め話を聴く。
- 受け止めた相談者のうち、当該支援関係機関のみでは解決が難しい場合には、支援関係機関と連携を図り対応するほか、事案によっては適切な支援関係機関へつなぐことが求められる。

## 2. 包括的相談支援事業から多機関協働事業へのつなぎ

### (1) 多機関協働事業へのつなぎ（支援依頼）

- 複合的な課題を抱えており、課題の全体像を俯瞰したうえで解きほぐしを行う必要のある事例や、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業や参加支援事業の対象になることが想定される事例については、包括的相談支援事業者から多機関協働事業者に支援を依頼する。
- 多機関協働事業に相談者をつなぐ際には、包括的相談支援事業者が多機関協働事業の利用申込(本人同意)をとる。
- なお、包括的相談支援事業者が本人から利用申込(本人同意)を得る際には、多機関協働事業の概要や考え方を丁寧に説明するほか、必要に応じて本人と多機関協働事業者が直接会って話しをする機会を設定するなどの丁寧な対応が求められる。
- また、基本的には多機関協働事業がアセスメントを行うために必要な情報は、包括的相談支援事業者を含めた支援関係機関が収集する。(しかし、多機関協働事業者が直接情報収集した方が望ましい事例に関しては、この限りではない。)



## **(2) 重層的支援会議への参加**

- 重層的支援会議には、原則として包括的相談支援事業の実施者も参加することが望ましい。
- 重層的支援会議で検討した結果、紹介元の包括的相談支援事業が主担当として支援を行うことが望ましいと判断された事例については、包括的相談支援事業者に戻されることもある。

## **(3) 多機関協働事業のプラン実行中における包括的相談支援事業との連携**

- 多機関協働事業による継続的な支援が行われることとなった場合には、多機関協働事業のプランに基づき支援を行う。
- 包括的相談支援事業が支援の主担当でない事例であっても、多機関協働事業からの要請があった場合などは支援に関わるほか、状況が一定程度改善した後に再び包括的相談支援事業による支援が開始されることも想定し、体制整備を行うことも重要である。
- なお、多機関協働事業からの依頼に応じて、本人・世帯に関わる情報を収集することが求められる(プラン実行中のみならず、他のタイミングでも依頼はあり得る)

#### **(4) 多機関協働事業による支援終結後のもとし**

- ❑ 多機関協働事業による支援が終結した場合には、多機関協働事業の判断により適切な機関につなぐこととなる。当然、支援内容に応じて包括的相談支援事業につなぐ場合も想定される。
- ❑ 多機関協働事業による支援の終結やつなぐ先の支援関係機関に関しては、重層的支援会議で決定するものであることから、原則、包括的相談支援事業者も参加しその後の方針を検討することが求められる。
- ❑ また、繰り返しになるが、多機関協働事業による支援終結後、包括的相談支援事業が支援を継続することも想定されることから、日頃より連携することが重要であるほか、終結後に適切に支援ができるよう事前に体制整備を行うことが重要である。

### **3. まとめ**

#### **包括的相談支援事業の実施にあたり求められる事項**

- ① 世代や属性にかかわらず、包括的に相談を受け止める。
- ② 多機関協働事業から要請があった場合に関しては、重層的支援会議に出席し、プランの妥当性や支援の方向性などについて協議をする。
- ③ 多機関協働事業に相談者をつなぐ際には、多機関協働事業の利用申込(本人同意)をとる(※)。
- ④ 多機関協働事業からの依頼により、本人や世帯などから情報収集を行い多機関協働事業に共有する(ただし、多機関協働事業が継続的に支援をしている事例に限る)。

※ 本人に対して、多機関協働事業の役割や考え方を丁寧に説明することが重要。また、本人に不安感が大きい場合には、本人と多機関協働事業が直接会って話しをする機会を設けるなどの丁寧な対応が求められる。

### (3) 多機関協働事業

# 多機関協働事業とは

(社会福祉法第106条の4第2項第5号)

## ○ 市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する

多機関協働事業は、重層的支援体制整備事業に関わる関係者の連携の円滑化を進めるなど、既存の相談支援機関をサポートし、市町村における包括的な支援体制を構築できるよう支援する。

## ○ 重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす

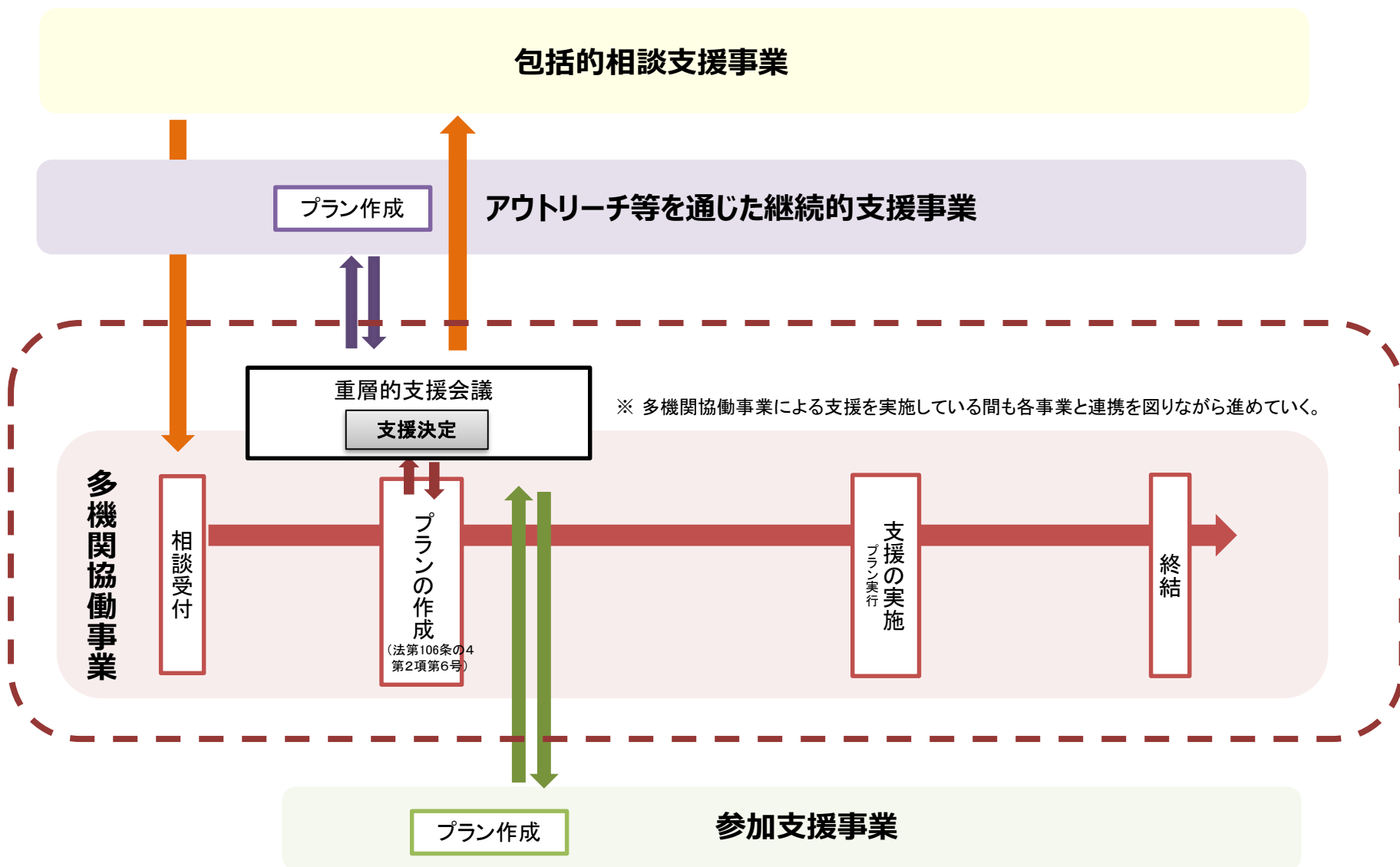
重層的支援体制整備事業の支援の進捗状況等を把握し、必要があれば既存の相談支援機関の専門職に助言を行うなど、市町村全体の体制として伴走支援ができるように支援する。

## ○ 支援関係機関の役割分担を図る

単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例の調整役を担い、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定める。

※支援プランの作成（社会福祉法第106条の4第2項第6号）は、多機関協働事業と一体的に実施。

# 多機関協働事業の支援フロー



## 1. 役割

- 多機関協働事業は、複合的な課題を抱え課題の解きほぐしが求められる事例等に対して、支援を行う事業である。
- 支援関係機関の抱える課題をアセスメントし、各々の役割分担や支援の方向性を整理し、ケース全体の調整機能を果たす。
- したがって多機関協働事業は、主に「支援者を支援する」役割を担う事業であるが、事例に応じて支援関係機関と連携しながら本人への直接支援を行ったり、必要な社会資源を提供したり見付けるといった、直接的な支援も行う。

## 2. 支援対象者

- 複合的な課題を抱えており、
  - ・ 単独の支援関係機関では対応が難しく
  - ・ かつ、各種支援関係機関の役割分担や支援の方向性の整理が求められる課題を有する者を支援対象者と想定する。

## 3. 支援の展開

### (1)相談受付

＜基本的考え方＞

- 複合的な課題を有していたり、支援関係機関による役割分担を行うことが望ましい事例については、多機関協働事業が相談を受け付け、支援を行う。
- 上記に該当しない事例などが多機関協働事業につながった場合には、紹介元の機関と協議した上で、必要に応じて元の支援関係機関に戻す。

- この際、多機関協働事業は、支援の必要がある時にはいつでも依頼してほしい旨を伝えることが重要である。
- 多機関協働事業による相談受付を行うことが決まった場合、本人は多機関協働事業への利用申込(本人同意)を行う。基本的には、紹介元の支援関係機関が、多機関協働事業への利用申込の手続きを行う。しかし、多機関協働事業の利用申込に不安がある場合等には、多機関協働事業者が直接本人に会って説明をする等の丁寧な対応が求められる。

### ＜アウトリーチ等を通じた継続的支援事業からの相談受付の考え方＞

- ひきこもり者などへの支援を行うアウトリーチ等を通じた継続的支援事業は、その事業の性質上、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業と本人との信頼関係が形成されアセスメント等が終わった段階で多機関協働事業につながる場合が多いと想定される。
- したがって、多機関協働事業者は、支援開始前からアウトリーチ等を通じた継続的支援事業と連携を密に図ることが重要である。

## (2) アセスメント

- 多機関協働事業者が本人・世帯の状態を把握し、アセスメントをするために必要な情報(見立ても含む)は、包括的相談支援事業をはじめその他適切な支援関係機関に依頼する。
- しかしながら、多機関協働事業者が本人から直接、情報収集やアセスメントをした方が良い場合には、自宅を訪問したり面接を行う。
- 収集した情報は、多機関協働事業者がインテーク・アセスメントシート(標準様式)にまとめるほか、必要に応じて重層的支援会議に提示する。
- また、早期に参加支援事業やアウトリーチ等を通じた継続的支援事業につないだ方が良い事例の場合には、プラン作成前であっても連携を図る。



### (3) プラン作成

- アセスメントの結果を踏まえ、プランを作成する。
- プランは、支援関係機関の役割や支援の方向性を整理するために作成する。すなわち、支援関係機関との連携や協働の円滑化を図るために作成する。
- また、参加支援事業およびアウトリーチ等を通じた継続的支援事業を利用する場合も、多機関協働事業がプラン上で利用することを明記し、支援決定を受けた後でつなぐこととなる(※)。

※ 既述のとおり、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業は多機関協働事業の利用前から支援が開始される場合もあり、それを妨げるものではない。

### (4) 支援の実施

- 支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定め、チームによる支援が円滑に進むよう支援を行う。
- 重層的支援会議による支援の状況を把握し、必要があれば情報を集約したり再度支援の方向性を整理する。

### (5) 終結

- 支援終結の考え方としては、本人の課題が整理され、支援の見通しがつき、支援関係機関の役割分担について合意形成を図ることができた時点で、多機関協働事業による関わりは一旦終わりとなる。
- なお、終結後、支援関係機関の中から、支援の主担当となる人を定め、その後も本人を伴走する体制を整備することが重要である。
- ただし、支援終結後に本人の状況や環境に変化が生じた場合や、再度課題の解きほぐしや関係機関の整理が必要となった場合には速やかに支援を再開する。
- したがって、支援の終結後も必要に応じて支援関係機関と情報共有等ができる体制を整備することが重要である。

## (4) アウトリーチ等を通じた 継続的支援事業

# アウトリーチ等を通じた継続的支援事業とは

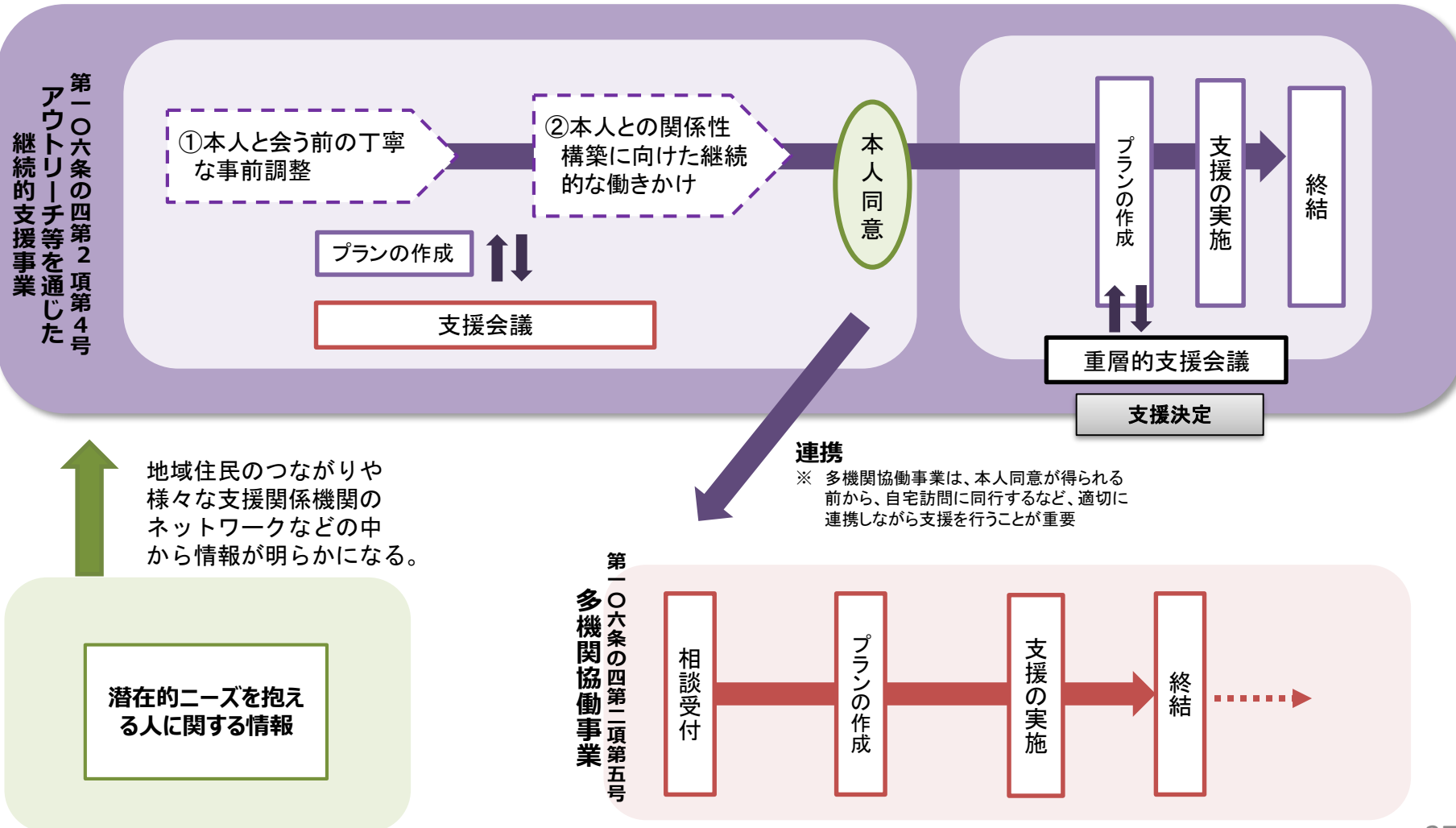
(社会福祉法第106条の4第2項第4号)

- **支援が届いていない人に支援を届ける**  
複数分野にまたがる複合化・複雑化した課題を抱えているために、必要な支援が届いていない人に支援を届ける。
- **各種会議、関係機関とのネットワークや地域住民とのつながりの中から潜在的な相談者を見付ける**  
各種会議、支援関係機関との連携を通じて、地域の状況等にかかる情報を幅広く収集するとともに、地域住民とのつながりを構築する中でニーズを抱える相談者を見付ける。
- **本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く**  
本人と直接対面したり、継続的な関わりを持つために、信頼関係の構築に向けた丁寧な働きかけを行う。

※ 例えば、ひきこもりの状態にある人の場合には、継続的に本人に手紙を残したり、興味・関心に合わせた情報提供を行うほか、家族との関係性に配慮したうえで、家族支援を通じて本人と関わる糸口を見付けるといった支援が考えられる。

# アウトリーチ等を通じた継続的支援事業の支援フロー

- アウトリーチ等を通じた継続的支援事業は、長期にわたりひきこもりの状態にあるなどして必要な支援が届いていない人に支援を届けるための事業である。したがって、本人と直接関わるための信頼関係の構築や、本人とのつながりづくりに力点を置いた事業である。
- 本人と直接関わりを持った後、本人が適切な支援関係機関につながった段階で支援は終結となる。
- なお、本人と直接関わりを持つことができた後は、本人の状態に応じて多機関協働事業と連携を図りながら支援を行う。



## 1. 基本的考え方

- アウトリーチ等を通じた継続的支援事業は、長期にわたりひきこもりの状態にあるなどして必要な支援が届いていない人に支援を届けるための事業である。したがって、多くの事案は、本人から利用申込(本人同意)を得ることができない状態であることが想定される。
- また、そのような対象者像を踏まえ、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業が重視する支援は、本人と直接関わるための信頼関係の構築や、本人とのつながりづくりに向けた支援である。
- なお、本人とのつながりづくりに向けた働きかけには、大きく分けて「①本人に会う前の丁寧な事前調整」に関する支援と、「②本人との関係性構築に向けた継続的な働きかけ」の2つがあるが、詳細は後述する。

## 2. 支援対象者

- 複数の分野にまたがる複合的な課題を抱えているために、自ら支援を求めることのできない人や支援につながることに拒否的な人などが想定される。

## 3. 支援の実施

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業の支援内容は、上述のとおり、主に本人と直接関わるための信頼関係の構築やつながりづくりに力点を置くものであるが、それら以外も含めて整理すると大きく以下5つに分かれる。

- ① 潜在的なニーズを抱える人を早期に発見するために、関係機関(者)と連携し、つながりの中から相談者を発見する【会議や連携を通じての情報収集】
- ② ニーズを抱えている人に直接支援を届けるために、丁寧に情報収集や会うための方策を検討する【事前調整】
- ③ 本人と直接関わるために、本人に対して手紙を置いたり、チラシなどで情報提供をするなど、間接的な関わりを行う【関係性構築に向けた支援】
- ④ 自宅訪問などを含め、本人のところまで赴き支援を行う【家庭訪問】
- ⑤ 本人に出会えた後も、自宅から出ることが困難な者や適切な支援関係機関につながる人が困難な人に対して、自宅訪問などを行い、外出支援や適切な支援関係機関(支援の入口)につなげる【家庭訪問、同行支援】

#### 4. 具体的な支援プロセス

- アウトリーチ等事業者の支援対象者は、長期にわたりひきこもりの状態にある人等が想定されるため、本人とアウトリーチ等事業者が直接つながるまでに時間がかかることが想定される。これは、アウトリーチ等事業の利用に向けた本人同意(利用申込)を得るまでに時間を要するともいえる。
- また、本人同意を得る前と得た後で、想定される支援の内容にも違いがあると考えられる。以下では、本人同意を得る前の支援と、本人同意を得た後の支援に分けて説明する。

##### (1) 本人同意を得る前の支援

- アウトリーチ等事業者は、プランを作成し、構成員に守秘義務規定がかけられた「支援会議」にプランを諮ることが求められる。支援会議では、関係者で支援の方向性や方法の妥当性等について検討し、支援の質と内容を担保することが重要となる。
- 本人同意を得る前の支援には、前述のとおり「①本人に会う前の丁寧な事前調整」と「②本人との関係性構築に向けた継続的な働きかけ」の支援が考えられる。

## ① <本人に会う前の丁寧な事前調整>

- 直接本人の自宅などを訪問して、本人に関わりを開始する前の段階で多様な準備や調整が求められる。具体的な内容としては以下のような取組が求められると想定するが、本人の状態や家族の関係性等によって異なることに留意が必要である。
  - ・ 本人に関する情報収集を、支援関係機関や家族等から時間を掛けて丁寧に行う。
  - ・ 本人に対する見守りや支援の体制を整備するために、支援関係機関と連携・協議を行い、ネットワークを構築する。
  - ・ 本人に関わるための切口やきっかけを入念に検討する。具体的には、家族への支援を切口にする方法や趣味を切口にする方法、キーパーソンを介して本人と関わる方法等、多様な方法がある。
  - ・ 本人が困っていることをアセスメントし、それに対する対応策を提示し本人との関わりを深めるきっかけを作る。
  - ・ また、緊急性のある事例の場合には速やかに警察や医療機関と連携する。

## ② <本人との関係性構築に向けた継続的な働きかけ>

- 「①本人に会う前の丁寧な事前調整」が整った段階で、本人との関係性構築に向けて次のような支援が考えられる。当然ながら、本人の状態や家族の状態に応じてアプローチ方法は異なることに留意が必要である。
  - ・ 継続的に本人に手紙を残し、心配している、気にかけているというメッセージを伝える。
  - ・ メール、チャットなどによる定期的な働きかけを行う。
  - ・ 本人の興味・関心に合わせたチラシなどを提供する。また、参加する場や働く場を探し、情報提供を行う。

※ 本人や家族の状態に応じて支援の方法は変わるものであり、上記はあくまでも参考例であることに留意されたい。

※ また、本人を追い立てることなく、時間を掛けて信頼関係の構築に向けて働きかけることが求められる。

## (2) 本人同意を得た後の継続支援

- 本人と関係性を構築し、直接会うことができた後は、本人と信頼関係を構築するほか、丁寧なアセスメントを行い本人に必要な支援や今後の方向性を本人とともに検討する。
- アウトリーチ等事業者は、プランを作成し、「重層的支援会議」にプランを諮ることが求められる。
- また、本人同意が得られた後、アウトリーチ等事業者が単独で支援を行うケースと多機関協働事業につなぎアウトリーチ等事業者と連携しながら支援を行うケースの2つが想定される。
- 1つ目の、アウトリーチ等事業が単独で支援を行う場合には以下のようなケースが想定される。
  - ・ アウトリーチ等事業者と出会ったことにより、本人が主体的に必要な別の支援関係機関を訪問し、適切な支援を受けられるようになるケース
  - ・ アウトリーチ等事業者との関わりはできるようになったものの、それ以外の支援者を受け入れることが難しいケース

※ このような場合、アウトリーチ等事業者は引き続き自宅訪問や同行支援を行い、他の支援関係機関から支援を受けることに関して前向きになるよう支えていくことが重要。
- 2つ目の、多機関協働事業につなぎアウトリーチ等事業者と連携しながら支援を行う場合には、以下のようなケースが想定される。
  - ・ 本人に不安感が強く必要な支援関係機関につながるには至っていないケース
  - ・ 参加支援事業を活用したり各種支援関係機関による丁寧な伴走支援が求められるケース
- ただし、多機関協働事業者は、本人同意が得られる前からアウトリーチ等事業者と連携を図り、必要に応じて自宅訪問に同行するなどして、早い段階から本人との関係作りを行うことが求められる。

## 5. 終結

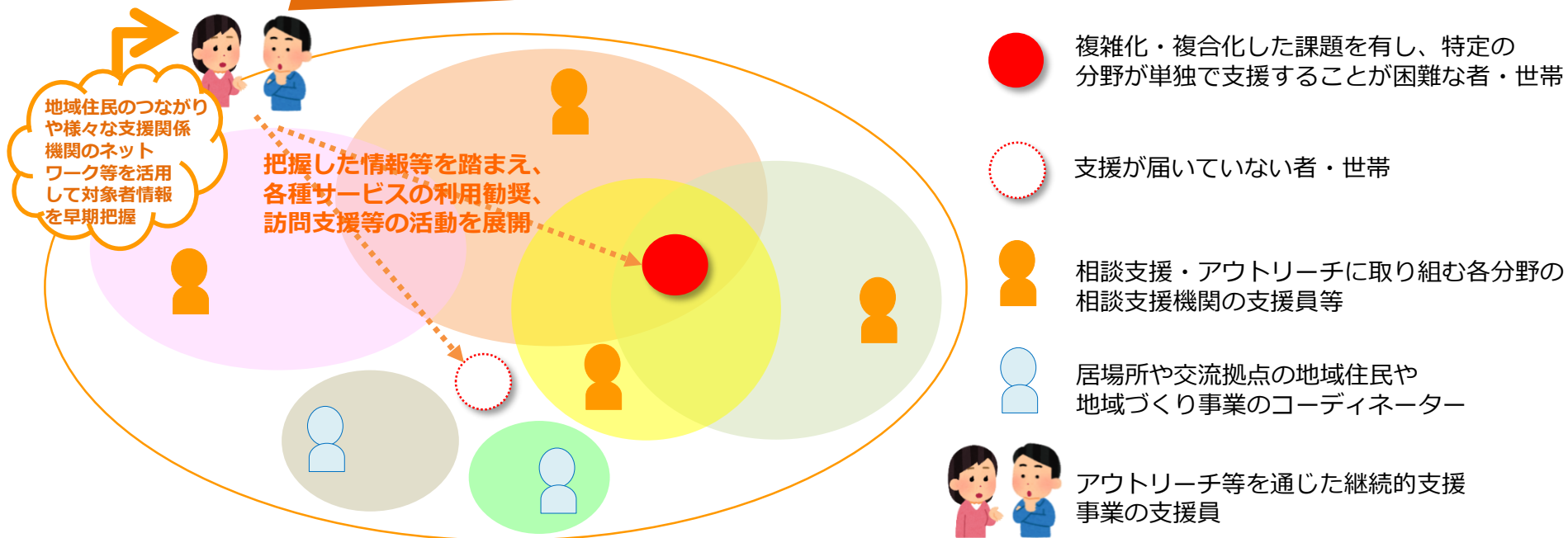
- 本人にとって適切な支援関係機関につなぐことができた段階で、支援は終結となる。



# アウトリーチ等を通じた継続的支援事業の対象者の考え方

- 介護・障害・子育て・生活困窮分野で取り組まれているアウトリーチと協働・役割分担をしつつ、重層的支援体制整備事業において取り組むアウトリーチは特定の分野を持たず、**すべての住民を対象**とする
- 複雑化・複合化した課題を有し、**特定の分野が単独で支援することが困難な者・世帯を主な対象**として想定
- 支援が届いていない者・世帯が抱える問題が深刻化する前に、必要な支援につなげていくため、**地域住民のつながりや様々な相談支援機関等のネットワーク等を十分に活用して対象者情報を早期把握**

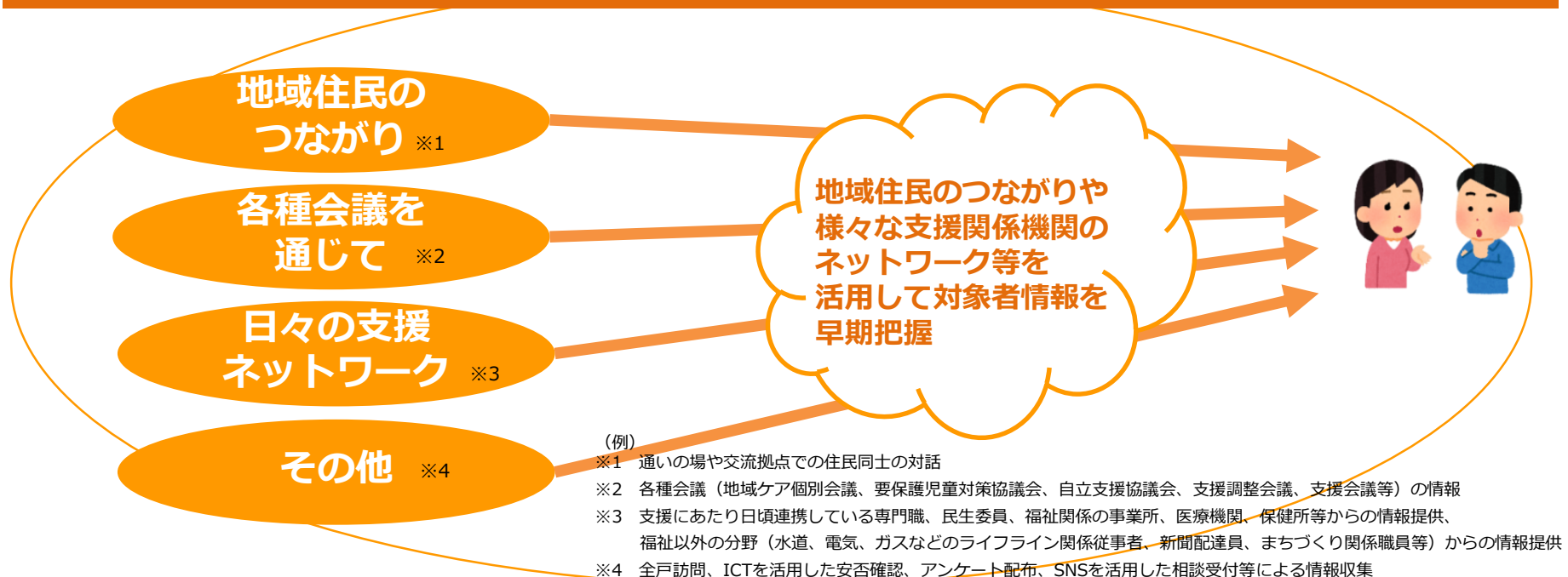
複雑化・複合化した課題を有する者・世帯、支援が届いていない者・世帯を早期に把握し、必要な支援を届けるための活動を展開



# アウトリーチ等を通じた継続的支援事業につながる入口のイメージ

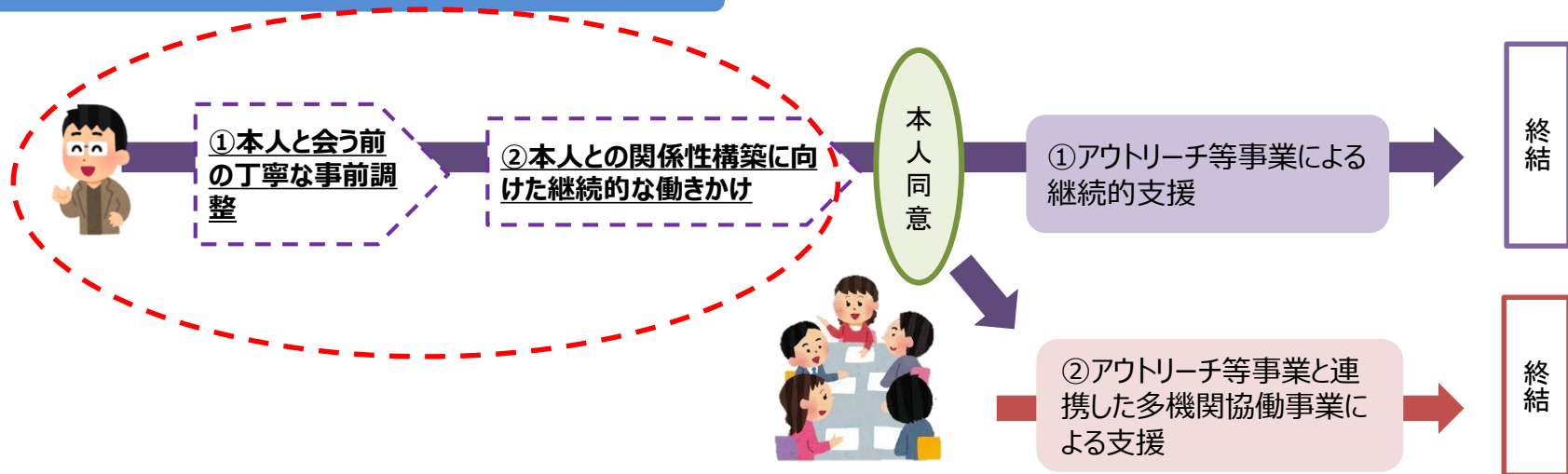
- 問題が深刻になる原因として、本人や世帯が問題に気づいていない、または、どうすればいいかわからずに問題が放置されている場合が考えられる。相談に来るのを待つスタンスでは時間の経過とともに問題が深刻化してしまう恐れがある。
- 支援が届いていない者・世帯を早期に支援につなげていくためには、地域の関係者や様々な社会資源を通じて、積極的に対象となり得る者の情報を収集することが必要。
- アウトリーチ等を展開する上で必要な情報提供を受けるためには、日頃からの地域の様々な関係者と良好な関係性を構築しておくとともに、情報提供の手段等を取り決めておくことが必要。

## アウトリーチ等を通じた継続的支援事業につながる入口は多様に存在



# アウトリーチ等を通じた継続的支援事業の支援の流れ

## 本人に会う前の働きかけの考え方について



### ①本人と会う前の丁寧な事前調整の支援例

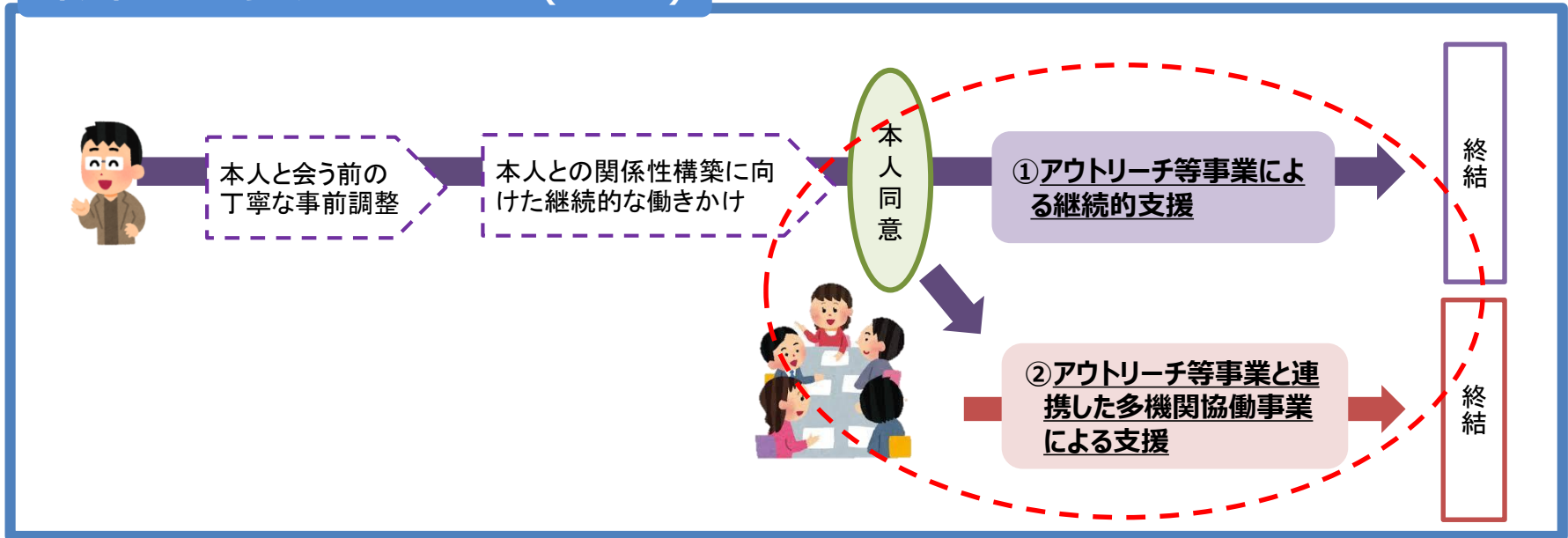
- 本人に関する情報収集を、支援関係機関や家族等から時間を掛けて丁寧に行う。
- 本人に対する見守りや支援の体制を整備するために、支援関係機関と連携・協議を行い、ネットワークを構築する。
- 本人に関わるための切口やきっかけを入念に検討する。具体的には、家族への支援を切口にする方法や趣味を切口にする方法、キーパーソンを介して本人と関わる方法等、多様な方法がある。
- また、緊急性のある事例の場合には速やかに警察や医療機関と連携する。
- 本人が困っていることをアセスメントし、それに対する対応策を提示し本人との関わりを深めるきっかけを作る。

### ②本人との関係性構築に向けた継続的な働きかけの支援例

- 継続的に本人に手紙を残し、心配している・気にかけているというメッセージを伝える。
- メール、チャットなどによる定期的な働きかけを行う。
- 本人の興味・関心に合わせたチラシなどを提供する。また、参加する場や働く場を探し、情報提供を行う。

# アウトリーチ等を通じた継続的支援事業の支援の流れ

## 本人同意が得られた後の支援の流れ(イメージ)



### ①(多機関協働事業につなぐ)アウトリーチ等を通じた継続的支援事業による支援を行うケースの例

- ・ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業者と出会ったことにより、本人が主体的に必要な別の支援関係機関を訪問し、適切な支援を受けられるようになるケース
- ・ アウトリーチ等を通じた継続的支援関係機関との関わりはできるようになったものの、それ以外の支援関係機関を受け入れることが難しいケース

### ②多機関協働事業につなぎ、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業者と連携しながら支援するケースの例

- ・ 本人に不安感が強く、必要な支援関係機関につながるには至っていないケース
- ・ 参加支援事業を活用したり各種支援関係機関による丁寧な伴走支援が求められるケース

## (5) 参加支援事業

# 参加支援事業とは

(社会福祉法第106条の4第2項第2号)

## ○ 社会とのつながりを作るための支援を行う

各分野で行われている既存の社会参加に向けた支援では対応できない本人や世帯のニーズ等に対応するため、地域の社会資源などを活用して社会とのつながり作りに向けた支援を行う。

## ○ 利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる

利用者のニーズや課題など丁寧に把握し、地域の社会資源との間をコーディネートし、本人と支援メニューのマッチングを行う。

また、新たに社会資源に働きかけたり、既存の社会資源の拡充を図り、本人や世帯のニーズや状態に合った支援メニューをつくる。

## ○ 本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う

本人と支援メニューをマッチングしたのち、本人の状態や希望に沿った支援が実施できているかフォローアップをする。

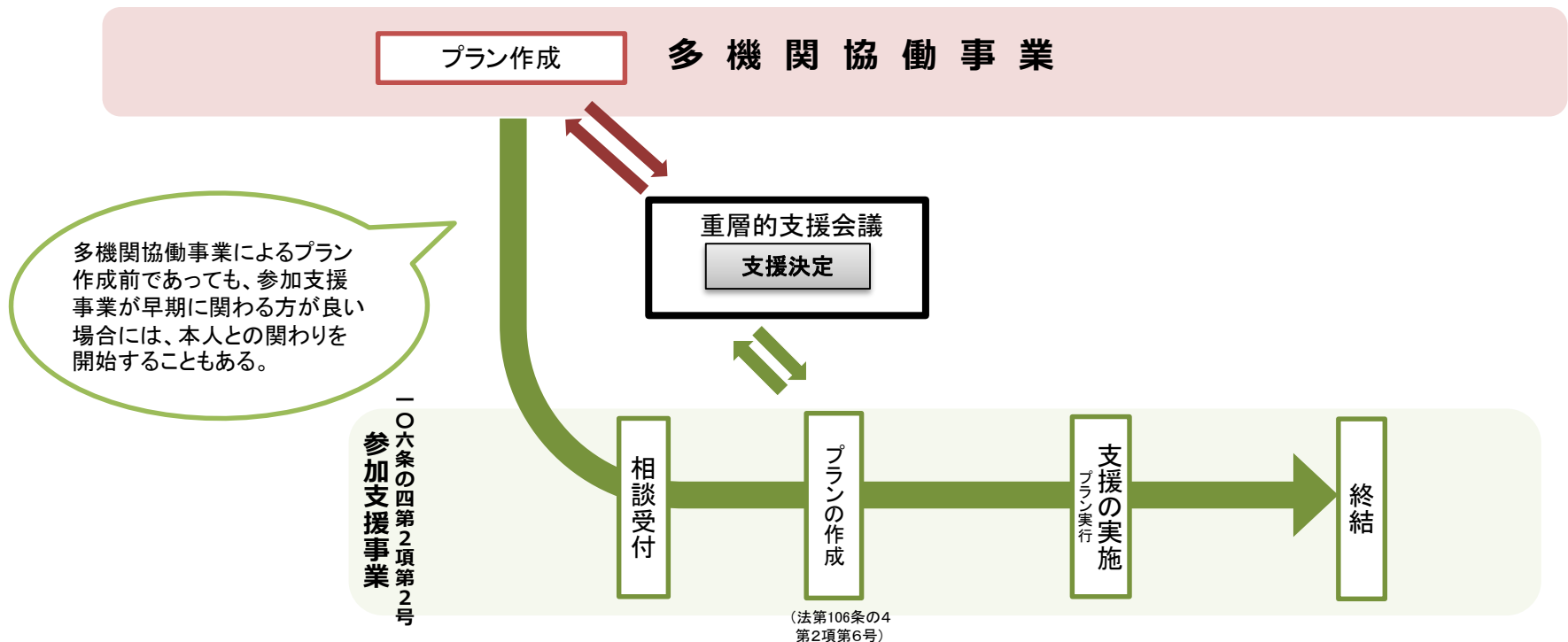
また、受け入れ先の悩みや課題にも寄り添い、困っていることがある場合にはサポートをする。

(参加支援事業の取組例)

- 生活困窮者の就労支援施設において、経済的な困窮状態にないひきこもり状態に対して就労支援（就労準備支援）を実施する
- 就労継続支援B型の事業所において、障害福祉サービスの対象とならないひきこもり状態の者への就労支援を実施する
- 商店や農業などの作業の場を開拓し、中間的就労の場としてコミュニケーションが苦手な人の社会参加の場として活用する

## 参加支援事業の支援フロー

- 参加支援事業とは、介護・障害・子ども・困窮等の既存制度と緊密な連携をとって実施するとともに、既存の社会参加に向けた事業では対応できない狭間の個別ニーズに対応するため、本人のニーズ・希望と地域の資源との間の調整を行うことで、多様な社会参加の実現を目的として行うものである。
- 基本的には、参加支援事業の利用は、多機関協働事業でアセスメントを行ったのち、参加支援事業の利用が求められると判断された場合につながるものとする。



## 1. 基本的考え方

- 既存の社会参加に向けた事業では対応できない狭間の個別ニーズに対応するため、本人のニーズ・希望と地域の資源との間の調整を行うことで、多様な社会参加の実現を目的として行うものである。
- 参加支援事業も、市町村全体で包括的な支援体制を構築するにあたり、本人や世帯と継続的につながる機能を強化していくための役割の一つを担うものである。

## 2. 支援対象者

- 既存の各制度における社会参加支援に向けた支援では対応できない個別性の高いニーズを有している人などが想定される。
- 具体例としては、
  - ・ 8050世帯の50代の者など、世帯全体としては経済的困窮の状態にないが、子がひきこもりの状態である世帯
  - ・ 障害福祉サービスの作業所等の利用対象にならないが、一般事業所になじめない人
  - ・ 精神的に不調があり、社会にでることに不安がある者
  - ・ 親や家族に頼れず、児童福祉法の対象にもならない10代後半から20代の若者



### 3. 支援の展開

#### (1) 相談受付

- 参加支援事業の利用は、重層的支援会議で事業の利用が必要と判断された場合に開始となる。
- ただし、参加支援事業が早期に関わった方が良い場合には、重層的支援会議における支援決定の前から本人との関わりを始めることもある。

#### (2) プラン作成

- 参加支援事業者は、相談受付を行ったのち、アセスメントを行い社会参加に向けた支援の方向性や内容が定まった段階で、基本的にはプランを作成し重層的支援会議に諮る。
- プランは、人や地域とのつながりの希薄化といった本人や世帯の抱える課題に対して、社会や他者とのつながりを創出し、自己肯定感や自己有用感を取り戻すために、個別支援を目的として作成する。
- 本人が望む社会とのつながりや参加を支えるために、本人に合った目標を設定し、そのために参加支援事業者やその他の関係者が取り組むことを記載する。

#### (3) 支援の実施

- 参加支援事業による支援内容は大きく2つの要素に分かれる。
- ひとつは、利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングと社会参加に向けた支援のためのメニュー作りを行うことである。(資源開拓・マッチング)
- この取組は、相談者の有無にかかわらず必要に応じて地域へ働きかけを行い、支援メニューを増やしていくことが重要である。
- また、もうひとつは、本人に対する定着支援と受け入れ先(企業など)への支援である。(定着支援・フォローアップ)
- このような取組を通じて、受け入れ先と信頼が構築でき、その関係性の中から新たな受け入れ先を紹介してもらえるなど、新規開拓につながることも期待される。

## (4) 終結

- 本人が望む社会参加に向けて、地域の資源等とのつながりができるほか、本人とつながった先との関係性が安定したと判断した段階で、一旦（プランに基づいた）支援は終結となる。
- ただし、参加支援事業を利用する人の多くが、他者や社会とのつながりを継続することに困難を抱える場合が多いことを意識し、定期的な連絡を試みるなどつながりの維持に向けた働きかけを行う必要がある。

## 4. 具体的な支援内容と留意点

### (1) 資源開拓・マッチング

- 参加支援事業者は、本人に対して丁寧なアセスメントを行い、本人のニーズに沿って支援メニューのマッチングを行う。なお、相談者自身が自らのニーズを明確化できていないことも多いことに配慮する必要がある。
- 支援メニューについては、参加支援事業者が社会資源に働きかけたり、社会資源を新たに組み合わせたりしながら、既存の社会資源の活用方法の拡充などを図り、社会参加に向けた多様な支援メニューをつくる。

（具体的な例）

- ・ 生活困窮者の就労体験に経済的な困窮状態にない世帯のひきこもりの状態にある者を受け入れる
  - ・ 経済的な困窮状態になく一時的な住まいの確保が困難な人を、一時生活支援事業が受け入れる
  - ・ 地域の空き家を使って、地域のボランティアが勉強を教える場所を作り、学校とも連携しつつ、不登校の生徒に参加を働きかけ、支援を行う
- 例えば、参加の場や働く場とのマッチングを行う場合には、受け入れ先の状況もアセスメントした上でマッチングを行う。その際、働く場であれば、受け入れ先に業務の切り出しなどを提案するなど、多様な支援メニューを作るようにすることが重要である。
  - また、日頃から地域のプラットフォームに参画することなどを通じて、地域の社会資源や支援関係機関とつながりを作り、支援が必要な時に迅速に対応できるよう情報収集をしたり関係づくりを行う。

## (2) 定着支援・フォローアップ

- 居住の確保にかかる支援の場合は、生活の立て直しに向けた緊急一時的なシェルターや安定的な住まいの確保の支援、新たな環境に適応できているか等をゆるやかに見守るといった定着支援が求められる。
- また、参加の場や就労の場にかかる支援の場合には、直ちに本人が新たな環境で居場所を見出し、関係者と良好な関係を形成できるとは限らないことから、定期的に訪問するなど一定期間フォローアップを行う。
- このほか、受け入れ先の事業所も、本人との関わり方に悩んでいる場合もあることから、事業所の意向等も確認しつつ、本人と受け入れ先の間の環境調整を行う。

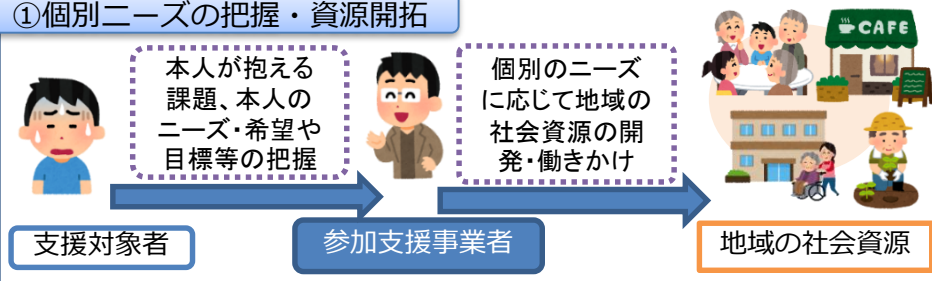
## 5. 地域における福祉サービスとの連携について

- 社会参加に向けた支援は、就労支援、居住支援などの形態が考えられるが、実際に支援を進める際には、狭間のニーズを有する人に特化した事業を新設することのみならず、地域の既存の福祉サービスを実施する事業所に対する働きかけや受け入れに向けた支援を行い、狭間のニーズを有する人の受け皿として機能拡充していくことを支援する観点が必要である。
  - 既存の福祉サービスを実施する事業所の中で受け入れを行う際には、以下の考え方に基づく範囲内の活用であり、当該サービスの本来業務に支障のない範囲であれば、狭間のニーズを有する人に対する支援が可能であるとの整理を行う方針。
    - ・ 入所施設、居住系サービス・・・居住に課題を抱える者（住居確保要配慮者など）
    - ・ 通所施設・・・社会参加・日常生活に課題を抱える者
    - ・ 就労支援サービス・・・就労に課題を抱える者
- ※「本来業務に支障のない範囲」の具体的な基準等については、厚労省より通知予定
- なお、この際、社会福祉法人の地域における公益的な取組との連携を意識し、多様化する地域課題に対する社会福祉法人の積極的な取組の促進を行うことも重要である。

# 参加支援事業について(イメージ)

- 参加支援事業は、既存の各制度の支援では対応できない本人や世帯のニーズ等に対応するため、
  - ・利用者のニーズや課題など丁寧に把握し、既存の社会資源の拡充や新たな社会資源の開拓などのコーディネートを行うとともに、本人と支援メニューのマッチングを行う
  - ・マッチングしたのち、本人の状態やニーズ・希望にそった活動ができていますかフォローアップするほか、受入先の悩みや課題等に対するサポートを行うことなど、地域の社会資源などを活用して社会とのつながり作りに向けた支援を行う。

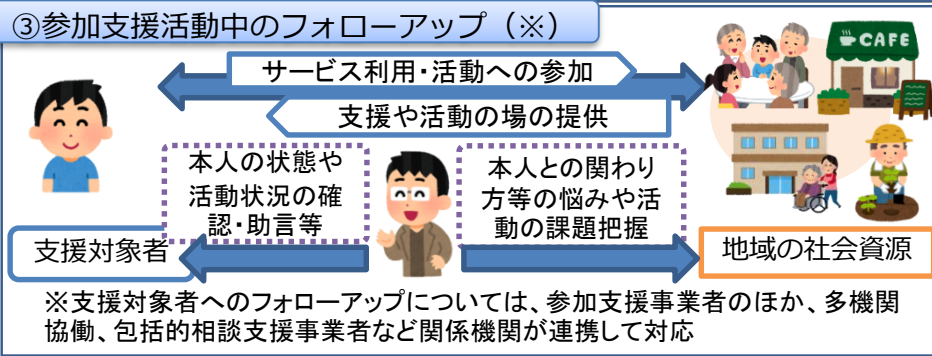
## ①個別ニーズの把握・資源開拓



## ②本人と社会資源のマッチング



## ③参加支援活動中のフォローアップ (※)



## 参加支援の対象者像

既存の各制度における支援では対応できない個別性の高いニーズを有している人など

(例)

- ・8050世帯の50代の者など、世帯全体としては経済的困窮の状態にないが、子がひきこもりの状態である世帯
- ・障害福祉サービスの作業所等の利用対象にならないが、一般事業所になじめない人
- ・精神的に不調があり、社会にでることに不安がある者
- ・親や家族に頼れず、児童福祉法の対象にもならない10代後半から20代の若者

## 地域の社会資源の活用例

社会参加に向けた支援として求められる内容は、就労支援、居住支援、学習支援など多岐にわたるため、参加支援の実施に際して活用可能な社会資源も、自治体の状況や支援対象者のニーズに応じて開発を図るものなどが想定される

## 【地域資源の活用例】

- ・生活困窮者に対する就労体験の事業や障害福祉における就労支援事業に、経済的困窮状態にないひきこもりの者などを受け入れる
- ・商店や農業などの作業の場を、中間的就労の場として、コミュニケーションが苦手な者の社会参加の場として活用
- ・社会福祉施設等の空き室を利用して、居住の場がない者や家族と一緒に生活が困難な者に対して一時的に生活をする場を確保する
- ・住民活動や、地域での通いの場について、本人の通う場として活用する

## (6) 地域づくり事業

# 地域づくり事業とは

(社会福祉法第106条の4第2項第3号)

## ○ 世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する

地域の社会資源を幅広くアセスメントしたうえで、世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所を整備する。

## ○ 交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする

地域で実施されている個別の活動や人を把握し、住民に身近な圏域を中心として「人と人」「人と居場所」などをつなぎ合わせる。

また、市町村域などのより広い圏域のでもコーディネートを行い、交流・参加・学びが生まれ、さらに広がるよう働きかける。

## ○ 地域のプラットフォームの促進を通じて、地域における活動の活性化を図る

多様な地域づくりの担い手が出会い、学び合うプラットフォームを促進することで、地域における活動の活性化や発展を図る。

(※) 包括化の対象事業…【介護】一般介護予防事業（地域介護予防活動支援事業）、生活支援体制整備事業

【障害】地域活動支援センター事業    【子ども】地域子育て支援拠点事業    【困窮】生活困窮者の共助の基盤づくり事業



## 地域づくりに向けた事業の考え方

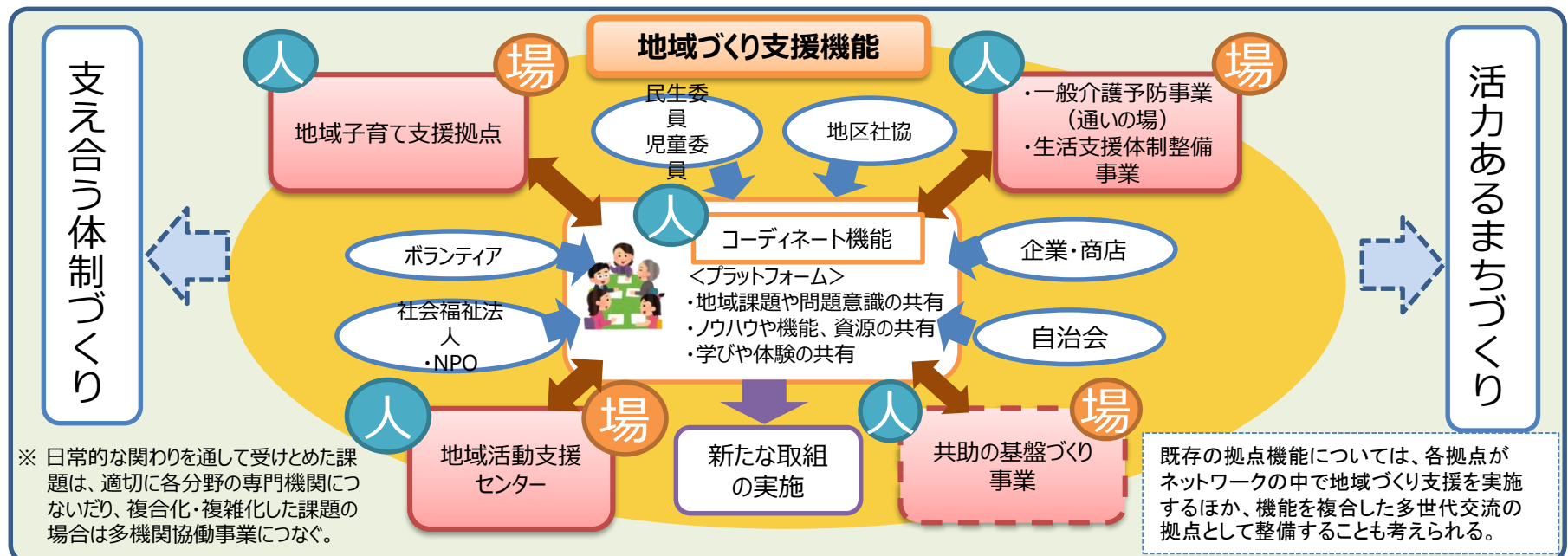
### 【基本的な考え方】

地域づくりに向けた事業は、既存の地域づくり関係の事業（※）の取組を活かしつつ、多様な地域活動が生まれやすい環境整備を行うことを目的として、**主に以下の2点**を内容とする。

- ・地域の社会資源を幅広くアセスメントしたうえで、**世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所を整備する。（多様な「場」づくり）**
  - ・地域で実施されている個別の活動や人を把握し、住民に身近な圏域を中心として「人與人」「人と居場所」などを**つなぎ合わせる。（つなぎ・コーディネート役割）**
- また、各地の事例では、福祉分野を超えた、幅広い関係者が出会い、学びあう“プラットフォーム”が形成されることで、地域資源の新たな活用策や地域課題の解決策が生まれる場ができ、地域活動の発展や地域社会の持続を支えることに繋がっている様子が見られている。
- この“プラットフォーム”が生まれやすく、維持しやすい環境整備や支援策を講じることも求められる。

### 【支援対象者】

- その地域が居住地であるか否かにかかわらず、**地域住民をはじめとする地域や暮らしを構成する個人や民間企業等を含む関係者全てが対象者**

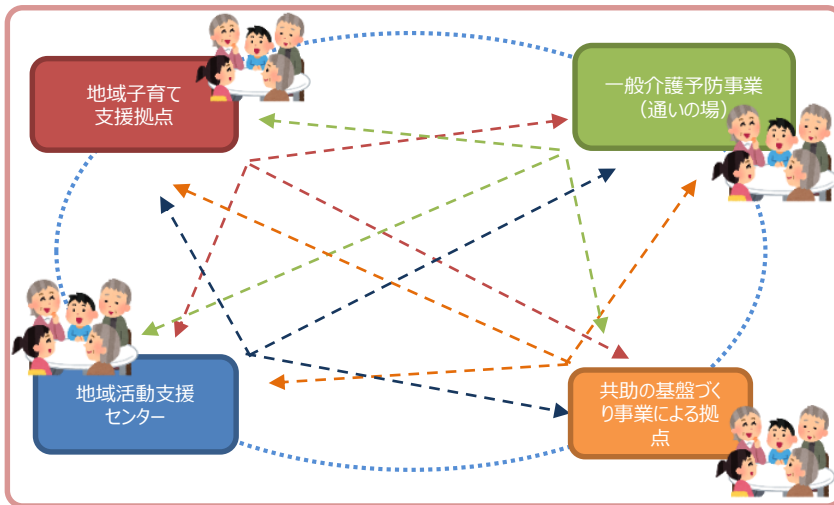


# 拠点の類型を組み合わせた地域づくり拠点の整備例

## 既存の地域づくりに向けた事業に対する影響

- 地域づくり事業についても、全ての個別拠点において、多属性・多世代に対する継続的な支援が求められるのではなく、「市町村全体の体制として」多属性・多世代に対する居場所や地域参加の場が提供されることを目指す。
- 従って、個別の拠点レベルでは、従前通りの特定の属性や世代に特化した対象の取り組みを維持するものや、新たな事業を契機として多属性・多世代に対する支援を実施するものなどが混在することになる。
- 個別拠点において把握・受けとめた課題については、専門的な支援が必要なものは適切に各分野の専門機関につなぐほか、つなぎ先が明確でない課題や複合化・複雑化した課題については多機関協働事業につなぎ、必要な相談や参加につながるよう対応する。

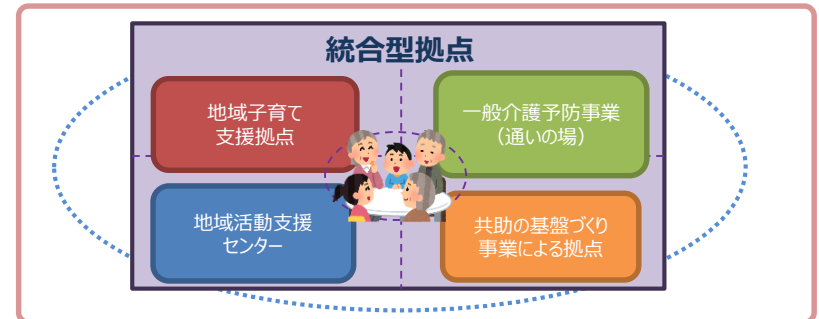
### 拠点としての場の機能は変更せず、必要時には連携により、人の機能を活用する場合の例（基本型）



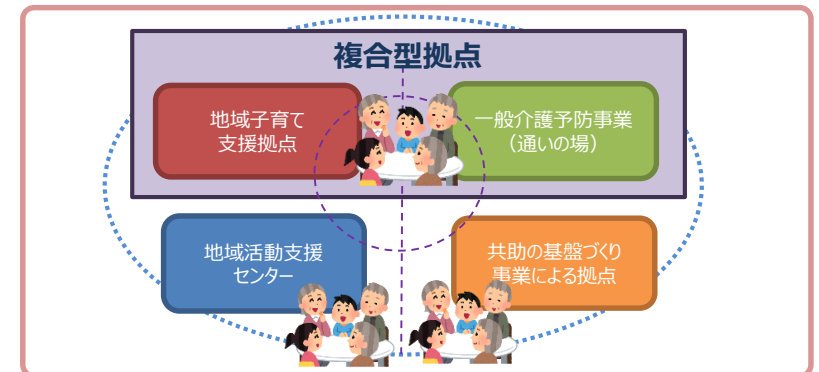
※ 既存の拠点機能については、各拠点がネットワークの中で地域づくり支援を実施するほか、機能を複合した多世代交流の拠点として整備することも考えられる。

※ また、実施パターンは様々であり、基本型と一部統合型が混在するなど、様々な組み合わせでの整備が考えられる（指定基準の遵守や必要なスペースや物品の確保、利用者から見た相談しやすさを担保するための工夫等が必要）

### 拠点としての人と場の機能を全てまとめることにより、連携を図る場合の例（統合型）



### 一部の拠点としての人と場の機能をまとめ、各支援機関間の連携を図る場合の例（一部統合型）





## 「世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備」

### 1. 基本的な考え方

- 血縁、地縁、社縁といった共同体機能が脆弱化する中、人と人、人と地域がつながり支え合う取組が生まれやすいような環境を整え、緩やかなつながりによる見守りなどのセーフティーネットの充実を図っていく必要がある。
- 既存制度に基づく拠点を包摂する事業（※）であり、各制度の基準を満たす場において、各制度が対象としている高齢者・障害者・子育て中の親子・生活困窮者の居場所を確保した上で、すべての住民を対象として地域における交流の場や居場所の確保を進めていく。

（※）包括化の対象事業・・・【介護】一般介護予防事業（地域介護予防活動支援事業）、生活支援体制整備事業

【障害】地域活動支援センター事業 【子ども】地域子育て支援拠点事業 【困窮】生活困窮者の共助の基盤づくり事業

- 各拠点が担う役割を決定する際には、支援ニーズの把握や市町村全体の資源の棚卸し等を行い、市町村全体として居場所や地域活動の場を確保していくための住民や事業者らを含む関係者での丁寧な議論やプロセスが必要である。

### 2. 支援の展開

#### □ 既存の拠点等の利活用

- ・ 個別の拠点単位で見ると、地域の支援ニーズや各拠点の問題意識に合わせて、**各個別制度では直接に対象としていない者も利用できる多世代・多属性の活動の場として運営**することも可能となる。
- ・ 市町村の中には、従前通りの特定の属性や世代に特化したかたちを維持する拠点や、新たな事業を契機として多属性・多世代に対する支援を実施するものなどが混在する。「市町村全体の体制」として、すべての住民を対象として居場所や地域参加の場が提供されることを目指す。
- ・ また、当該施設内の空間・時間で区分する（部屋を使い分ける・スペースを区切る、日・時間帯を分ける等）などの工夫により、既存制度による対象者別の場の長を保持しつつ、多機能化する方法も考えられる。

#### □ 新たな場の確保

※ 以下の内容はあくまでも例示であり、地域性を活かした創意工夫による実施・運営が重要

- ・ 多世代型のサロンや地域食堂、コミュニティカフェなど、世代や属性を限定しない居場所や交流の場を新設することも可能。また、民間のカフェやフリースペースなどの経営主体と連携協定を締結、または他省庁取組として実施されている活動（例 小さな拠点、空き家再生等推進事業）等と連携させるなど柔軟な創意工夫により、**既存の場が持つ役割を拡張する**といった手法も考えられる。

## 地域づくり事業において実施する具体的な内容 ②

### 「個別の活動や人のコーディネート」

#### 1. 基本的な考え方（コーディネーターに求められる役割）

- 地域住民の創意や主体性を支えつつ、「人と人」、「人と資源」をつなぎ、顔の見える関係性や気にか  
けあう関係性が地域で生まれるよう促していく。
- 地域の課題の掘り起こしや困りごとの解決に直結する福祉的な活動だけではなく、楽しそう、面白そうといった興味・関心から地域におけるつながりが生まれる場や取組にも着目した環境整備が図れるよう、これまではつながりの薄かった異なる分野の取組と積極的なつながりをもつことも重要である。
- 地域の中に多様な活動や選択肢が存在していることが重要であり、地域づくり事業の展開において既存の地域住民による取組の継続を妨げることがないように留意する必要がある。

#### 2. 支援の展開

- 地域において**実施されている事業や活動等を把握**し、分野横断的な取組の展開を図る
  - ・ 啓発活動等による機運の醸成に向けた取組や、地域住民が活動を開始し継続するための情報提供等のサポート体制の構築、**対話の中から新たな気づきや展開が生まれる「場」づくり**を支援していく。  
（「場」については、必ずしも拠点を指すものではなく、イベント等のきっかけづくりなど様々な形態があり得る）
  - ・ 現存する地域の活動や取組に関する情報を共有し、その価値を正に評価する機会（発表会や表彰式等）を持つことが**相互理解を深め、有用感や継続性を高める**ことにつながる。
- 各拠点での活動内容、対象とする利用者層を共有し、連携を強化することで市町村全体がチームとして適切な支援や活動が提供できる体制を整備する。特に、既存のコーディネート人材の活用も重要であるが、対象拡大等の業務負担を勘案した体制づくりが必要となる。
- また、既存の事業や活動等においてコーディネーター的な役割を担う人材同士（例 集落支援員、地域おこし協力隊）がつながり、目的や機会を共有することにより、取組を発展させるという視点も重要である。

# 地域づくりの展開イメージ（既存の拠点がきっかけになった取組例）

拠点での活動がきっかけになり、コーディネーターの働きかけや後方支援により、活動内容や主体が広がっていった例

## 取り組みの経過

- 地域子育て支援拠点事業（子育てひろば）に高齢者がボランティアとして参加し、育児の先輩として子育て世代と交流。
- 自治体に地域づくり事業におけるコーディネーターが配置され、各分野の拠点等において、分野を問わず、多様な活動やイベントについての情報周知を行ったり、ボランティア同士が交流する機会ができた。
- 他分野の情報に触れる中で、ボランティアの一人が地域活動支援センターで開催されたイベントにもボランティア参加し、「一人暮らしの高齢者や障害を持った人など、誰でも気軽に集える場が身近にはない」と気がつき、コーディネーターの応援を得ながら仲間を増やし、地域住民が運営する「地域の居場所」を創出することになった。

## 地域の変化

- ・一人の気づきから、それに共感した住民同士のつながりが強化され、住民が主体となった分野横断的な取り組みが創出された。
- ・地域住民の気づきや思いをコーディネーターが応援し、情報提供などのアドバイスを行ったことにより、立ち上げが円滑に行われ、取組の継続性も高まった。

### 地域子育て支援拠点

地域子育て支援拠点にボランティアとして参加するようになった



小学生になった子が気になる...

障害を持つ人への支援も手伝ってみよう...

小学生の居場所として、子ども食堂を実施

共助の基盤づくり事業

拠点で、高齢者や障害分野の情報についても耳にし、イベントなどを手伝う機会があり、様々な人々と触れ合う中で、地域の状況が気になり始めた...

地域における既存の拠点と連携しながら、誰もが参加できる地域の居場所づくりを開始



何か、私たちに出来ることはないかしら？

※活動を行うための場所については、内容や地域の実情により様々であり、空き時間等に、既存の拠点を場所として利活用することも考えられる。

# 地域づくりの展開イメージ（既存の仕組みや事業等を活かした取組）

福祉分野ではない他分野の事業や民間の取り組みや人材を活かしながら、多様な地域づくりが広がっていく例

## 取り組みイメージ

- 他省庁の事業、企業による地域貢献、地域おこし、農林水産業、商業、工業、交通、などこれまで結節していなかった取組がつながることで、福祉分野の地域づくりも発展。
  - 小さな拠点、地域運営組織、地域おこし協力隊、村落支援員、都市再生法人、SDGs、リノベーション、再分配法人、ふるさと納税、能副連携、地域再生、防災、空き店舗対策、住宅セーフティネット 等
- 商工会が行っている商店街のイベントを通じ、地域を活性化し、より継続性のあるものになりたいと検討。地域おこし協力隊等の人材がつなぎ役となり、地域住民へのアンケート調査を自治会、社会福祉協議会と協力して実施。
- アンケートの結果から、「子どもの職業体験」のイベントを開催。
- 体験イベントで子どもの様子を知った商店が、駄菓子販売とたまり場スペースを作って放課後の小学生の居場所づくりをしたり、子育て中の母親同士がつながり、サークル活動として子育て情報を発信するフリーペーパーの作成などを始めるなど、多様な活動が生まれる。

## 地域の変化

- ・ 地域の暮らしを構成する多様な関係者が、これからの地域づくりの方向性を共有でき、それぞれの取組に参画し合い、協働することにより、更なる発展可能性を高めていく。
- ・ 安心して暮らせる、いきいきと楽しめる等といった複数の目的を持ったまちづくりの展開が期待できる。



### コーディネート機能を担う人材が異なる分野の取組（人や活動）をつなぐ

- ・ これまでではつながっていなかった人や活動、仕組み等が出会うことにより、新たな視野がひろがる
- ・ つながりや視野が広がることにより、新たな活動が生まれやすくなる

自治会

社協

商工会

### 商店街で子どもの一日職業体験イベントを開催

- ・ 自治会・社協の協力を得て実施した住民アンケートを基に開催

### 呉服店に子どもの居場所

#### 商店街の呉服店が、駄菓子販売とたまり場スペースを設置

- ・ 児童館など公的な遊び場とは異なる、子どもの“ちょっとした”居場所となる。

### 子育て支援フリーペーパー

#### イベントでつながったママグループが、子育てに役立つ情報を発信

- ・ 母親たちの参加の場となる
- ・ 子育て支援事業者との共働につながる

### まちにある空きスペースが地域活動の場になる

#### 米屋の元倉庫を活用して、地域食堂、高齢者の通いの場が始まる

- ・ 高齢者の集まる場や子どもと大人がつながれる機会を作りたいという声上がる
- ・ 商工会の仲介から、米屋がかつて倉庫として使っていた空き家を安価な利用料で貸し出し、活動の拠点となる。



# 多分野がつながるプラットフォームの展開について

## 1. 基本的な考え方

- プラットフォームの形成は、多様な場や居場所づくりや活動等のコーディネートといった地域づくりのプロセスの結果として、**分野、領域を超えた地域の多様な主体が出会い、つながりの中から更なる展開を生む機会**（拠点としての場だけではない）として発展していく。
- 様々な関係者がお互いを知り、強み・弱みを共有し、目指す方向性を共有したり、資源を共有したりすることにより、**地域の継続性を高め、既存の活動を活性化すること**にもつながる。
- なお、こうした地域の“プラットフォーム”は、地域に一つではなく**多様に存在していることが重要**であり、多様性を確保するためには、既存の協議の場も活用して整備していくことが求められる。

## 2. “プラットフォーム”に求められる役割

### □ **地域の人と資源の把握**

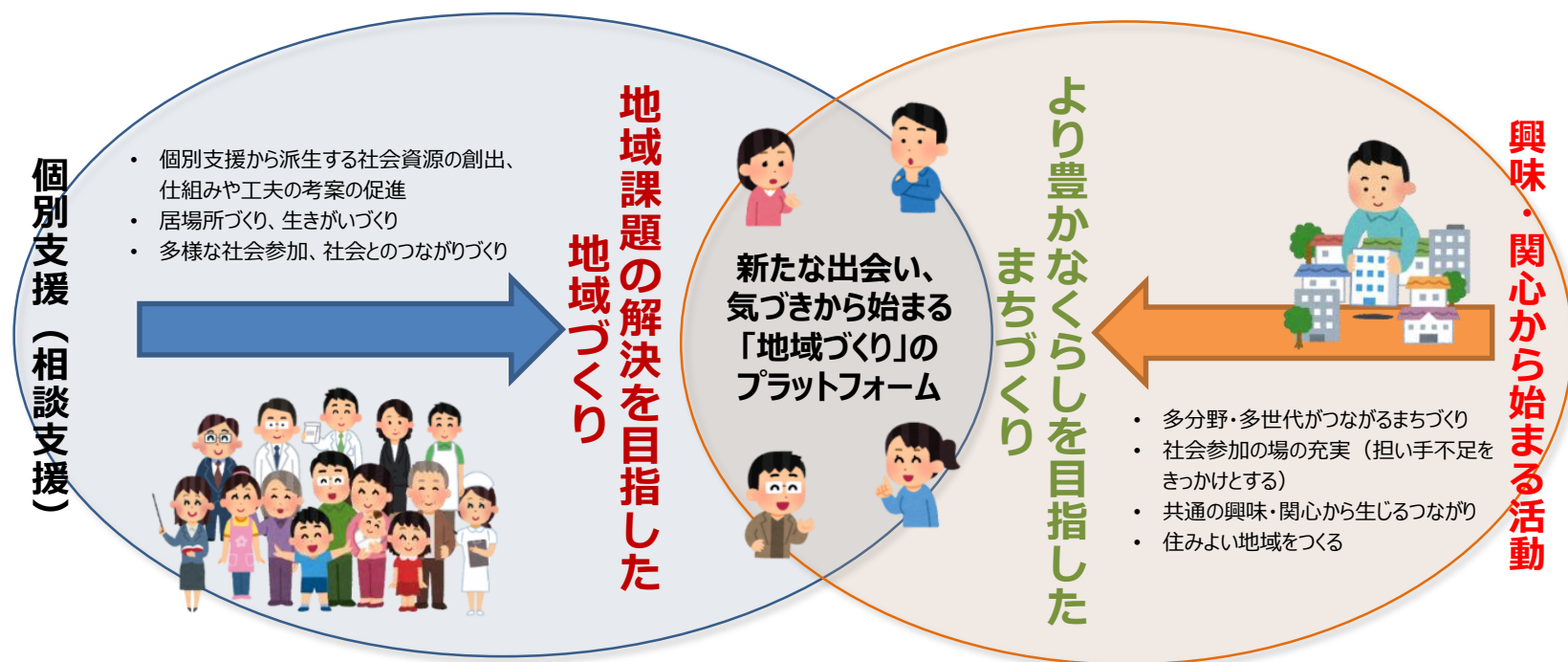
- ・ 地域づくりは、地域に「ある」ものを活かすことが肝要であり、まずは、**地域の人や資源（人・場・活動・サービス・情報 等）の実態を把握**する。
- ・ すでに住民のつながり、支え合いにつながる活動が行われている場合は、**内容と価値が見える化**（例 住民を含む協議の場などで、取組の重要性を評価する等）し、地域において価値あるものであるとの共通認識を醸成する。

### □ **様々な分野が集い、関係性を深めるための場の設定**

- ・ 地域の多様な主体が情報交換、協議をすることができる機会を設定することにより、人、場、活動、サービス、情報等の地域の資源がつながり、活動の継続や発展を促すことにつながる。
- ・ 福祉分野に限らず、様々な分野の活動が出会い、新たな気づきを得て、アクションが起きやすい環境を整備するためには、地域や暮らしを構成する**幅広い関係者間を橋渡しするようなコーディネート機能**が求められる。

## 多分野協働のプラットフォームの展開（イメージ）

- 地域の様々な主体が集い、多世代の交流や多様な活躍の機会や役割を生み出し、地域社会からの孤立を防ぎ、人と人、人と資源がつながりやすい環境を整備（ネットワーク構築）した結果として、多様なプラットフォームが形作られていく。
- 重層的支援体制整備事業における「プラットフォーム」とは、分野、領域を超えた地域づくりの担い手が出会い、新たなつながりの中から更なる展開を生むための“場”（拠点だけではなく、機会等も含む）を指す。
- こうした地域のプラットフォームは、地域に一つではなく多様に存在していることが重要であり、多様性を確保するためには、既存の協議の場等を把握し、活用しながら整備していくことが求められる。
- 行政主導の展開ではなく、これまでつながりが薄かった様々な関係者が新たに出会い、気づきや学びを得て、目指す方向性や将来像を共有しながら、地域における多種多様な活動が活性化されていくプロセスが、地域自体の継続性を高めることにもつながっていく。



## 2. 重層的支援会議について

## 1. 役割

重層的支援会議は、重層的支援体制整備事業が適切かつ円滑に実施されるために開催するものであり、次の3つの役割を果たすことが求められる。

### ① プランの適切性の協議

- ・ 多機関協働事業、参加支援事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業が作成したプランについて、自治体や、適切な支援関係機関が参加して合議のもとで適切性を判断する。

### ② プラン終結時等の評価

- ・ 多機関協働事業、参加支援事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業のプラン終結時等においては、支援の経過と成果を評価し、各事業の支援を終結するかどうかを検討する。

### ③ 社会資源の充足状況の把握と開発にむけた検討

- ・ 個々のニーズに対応する社会資源が不足していることを把握した場合には、地域の課題として位置付け、社会資源の開発に向けた取り組みを検討する。

※ 事例の内容によって、果たす役割や機能は異なるものであり、毎回の会議で全ての役割を担う必要はないほか、状況に応じて他の役割を果たすこともできる。

#### <留意事項>

- ・ 「③社会資源の充足状況の把握と開発にむけた検討」については、個々のプランを検討する中で把握できるものとするが、これらについて重層的支援会議の中で十分に議論する時間を確保することは困難な場合も考えられる。
- ・ したがって、重層的支援会議においては、課題の整理と認識の共有にとどめ、別途、地域の諸課題と社会資源の開発について協議する場など設けて対応することも有用である。この場合、新たに協議会を設けるほか、既存の協議の場を活用することも考えられる。



## 2. 開催方法

- 重層的支援会議の開催方法は、検討件数や参加者によって、定期開催や随時開催、もしくはそれらの併用が考えられる。
- 定期開催の場合は、関係者が予定を立てやすく日程調整などの必要がないなどの利点がある。随時開催の場合は、本人の状況に応じて迅速に対応できるという利点がある。
- いずれの方法においても、それぞれに利点が存在するため、例えば、定期の会議を基本としつつ、早急に対応する必要があるケースなどは随時の会議で検討するなど、両者の方法を併用することも考えられる。
- 対面による会議開催が困難な場合（地理的要因などにより支援関係機関が一堂に会することが困難、感染症の流行の際にいわゆる三つの密を避ける必要があるときなど）、また、関係者の負担軽減の観点からより効率的に会議を運営する必要がある場合は、ICT等を活用してオンラインにより開催することも考えられる。
- 地域には生活困窮者自立支援法に基づく支援調整会議、介護保険法に基づく地域ケア会議、障害者総合支援法に基づく（自立支援）協議会など様々な会議体が存在している。とりわけ、小規模な自治体においては、会議の参加者はどの分野でもそれほど変わらないことが多いことも考えられることから、既存の会議体の内容を精査し、既存の会議と時間を切り分ける等した上で、重層的支援会議として活用することも効果的・効率的であると考えられる。その場合には、それぞれの会議体の目的及び役割の相違を十分に理解した上で適切な運営がなされるよう、配慮する必要がある。

### 3. 重層的支援会議の参加者

- 参加が必ず求められる者は、原則、多機関協働事業者と自治体職員である。
- また、重層的支援会議で検討する中で、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業や参加支援事業の必要性が表面化する場合もあることから、原則として両事業者も参加することが望ましい。
- また、事例の内容に応じて、支援関係機関のみならず、本人や世帯を取り巻く地域の関係者や地域住民などの参加も望ましい。ただし、会議開催の構成員を増やしたために会議の機動性が低下したり、事務負担が大きくなることのないよう、十分に配慮することが重要である。
- 参加者の検討にあたっては、福祉分野以外の関係者の参加も検討することにより、重層的支援会議を通じて新たなつながりや分野を超えた関わりをつくることも期待される。
- いずれにしても、アセスメントの方法や課題の整理の方法等が適切であるかを客観的に検討できる者が参画することが望ましい。
- 本人の参加は必須ではないが、参加することが本人にとって有益である場合には、本人の状況を十分に考慮したうえで参加してもらうことも考えられる。その際、相談者によっては、多くの人の前で話をすることに慣れていなかったり、精神状態が不安定であることなどから、無理に参加を求めることがないよう留意しなければならない。
- なお、重層的支援会議の参加者は、毎回同じである必要はなく、事例によって参加者を変えるなどの柔軟な対応が可能であり、事例の緊急度や困難度を踏まえた適切な開催が重要である。

#### <参考>

- ・ 生活困窮者自立支援制度における支援調整会議の参加者は、原則として自治体担当者と自立相談支援事業の支援員とされている。
- ・ また、自立相談支援事業の手引きにおいては、「必要に応じてサービス提供事業者、専門機関・専門職（弁護士、医師、社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士、作業療法士、保健師、司法書士、ハローワーク職員など）が想定される」としている。

## 4. 会議の主催・実施

- 重層的支援会議は、多機関協働事業者が主催する。
- また、支援関係機関の招集を円滑に行うため、招集については自治体が関与することもある。
- 自治体職員については、法に基づく事業の利用について支援決定を行う。当初想定していなかったものの、重層的支援会議の議論の結果、支援決定が求められる場合もあることから、原則として、自治体職員は全ての重層的支援会議に参加をするものとする。
- なお、法に基づく事業とは、参加支援事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業のことを指す。

## 5. 開催のタイミング

- 重層的支援会議の開催は、以下4つのタイミングで必ず開催する必要がある。  
多機関協働事業や参加支援事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業による、
    - ① プラン策定時
    - ② 再プラン策定時
    - ③ 支援終結の判断時
    - ④ 支援中断の決定時(※)
  
  - このほか、支援の進捗状況の把握やモニタリングのタイミングなど、支援を円滑に進めるために必要と考えられる場合には適切に開催することが求められる。なお、そのような場合には、重層的支援会議としてではなく、ケース会議や事例検討といった形態で適宜開催することも考えられる。
- ※ 支援の中断時は、本人と完全に連絡が取れなくなったときに判断をするものである。しかしながら、判断に当たっては、関係者や地域住民から情報収集を行ったり、自宅訪問を行うなど、できる限り本人とコンタクトをとるよう働きかけることが重要である。

## 6. 主な検討内容

| 開催時期     | 主な内容                                                                                                                           |
|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| プラン策定時   | <ul style="list-style-type: none"><li>・アセスメント結果に基づく本人の目標、支援方針、プラン内容</li><li>・各支援関係機関の役割分担の確認</li><li>・モニタリングの時期の検討 等</li></ul> |
| 再プラン策定時  | <ul style="list-style-type: none"><li>・本人の状況変化の確認、評価</li><li>・現プラン評価</li><li>・再プラン内容の確認(プラン策定時の内容と同様)</li></ul>                |
| 支援終結の判断時 | <ul style="list-style-type: none"><li>・本人の目標達成状況、本人に関わる支援者の状況等の確認</li><li>・支援終結の評価、フォローアップの必要性やその方法の確認</li></ul>               |
| 支援中断の決定時 | <ul style="list-style-type: none"><li>・本人との連絡が完全に取りれなくなった場合等における、支援の中断の決定</li></ul>                                            |

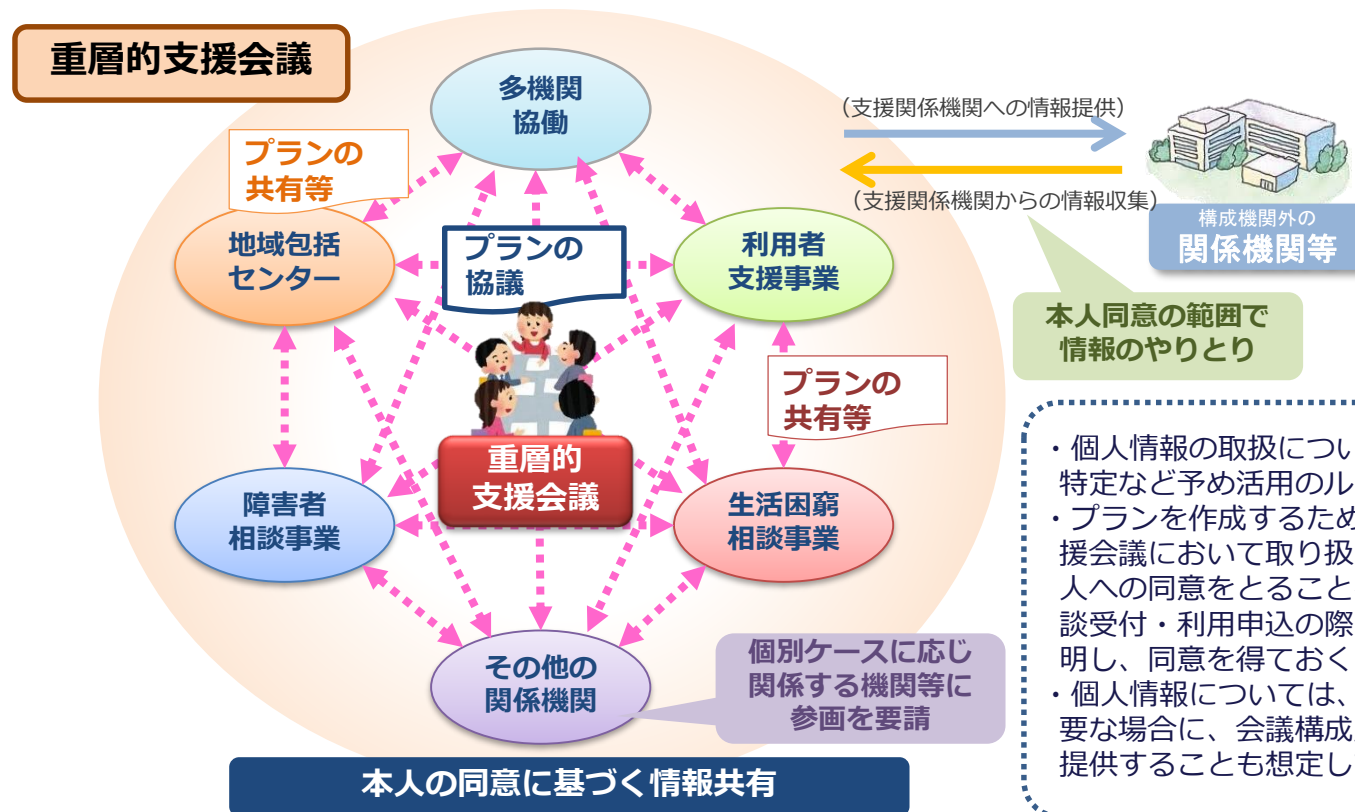
## 7. プラン確定に向けた手続き

- プランが確定するまでの手続きを整理すると、下記に示した3つのパターンが考えられ、法に基づく事業等がプランに盛り込まれるか否かによって「確定」のタイミングが異なる。
- 法に基づく事業等を含むプランは、自治体による支援決定後に確定することになり、法に基づく事業等を含まないプランは、重層的支援会議で了承後に確定することになる。

| プランの内容                 | 支援決定または確認                                                                                                                                                                                     |
|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①法に基づく事業のみのプラン         | <ul style="list-style-type: none"><li>支援決定は必要</li><li>プランに記載された課題と支援の方向性に対して、法に基づく事業等の提供が適切か判断し、法に基づく事業等による支援（支給を含む）を行うこと、および支援の内容について決定する</li></ul>                                          |
| ②法に基づく事業とそれ以外の支援を含むプラン | <ul style="list-style-type: none"><li>法に基づく事業等については上記①と同様</li><li>法に基づく事業等以外の支援については、自治体の支援決定は行われない。ただし、法に基づく事業等以外の支援の提供状況は、法に基づく事業等の決定に影響を及ぼす可能性があることから、法に基づく事業等以外の支援についても内容を確認する。</li></ul> |
| ③法に基づく事業を含まないプラン       | <ul style="list-style-type: none"><li>自治体へのプランの報告</li></ul>                                                                                                                                   |

# 重層的支援会議について

- ❑ 重層的支援会議は、重層的支援体制整備事業による支援が適切かつ円滑に実施されるために開催するものであり、次の3つの役割を果たすものである。
  - ・ プランの適切性の協議
  - ・ プラン終結時等の評価
  - ・ 社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討
- ❑ 重層的支援会議においては、相談者本人に対する具体的な支援の提供方法等について協議することから、協議の対象となるケースについては、個人情報について関係機関との共有を図ることについて本人同意を得ることとする。



- ・ 個人情報の取扱いについては、取得・利用目的の特定など予め活用のルールを定めておく。
- ・ プランを作成するために必要な情報を重層的支援会議において取り扱う場合に、その都度、本人への同意をとることを必要としないよう、相談受付・利用申込の際に、活用のルール等を説明し、同意を得ておく。
- ・ 個人情報については、本人への支援のために必要な場合に、会議構成員以外の関係機関等への提供することも想定しておく。



# 重層的支援会議の開催方法等

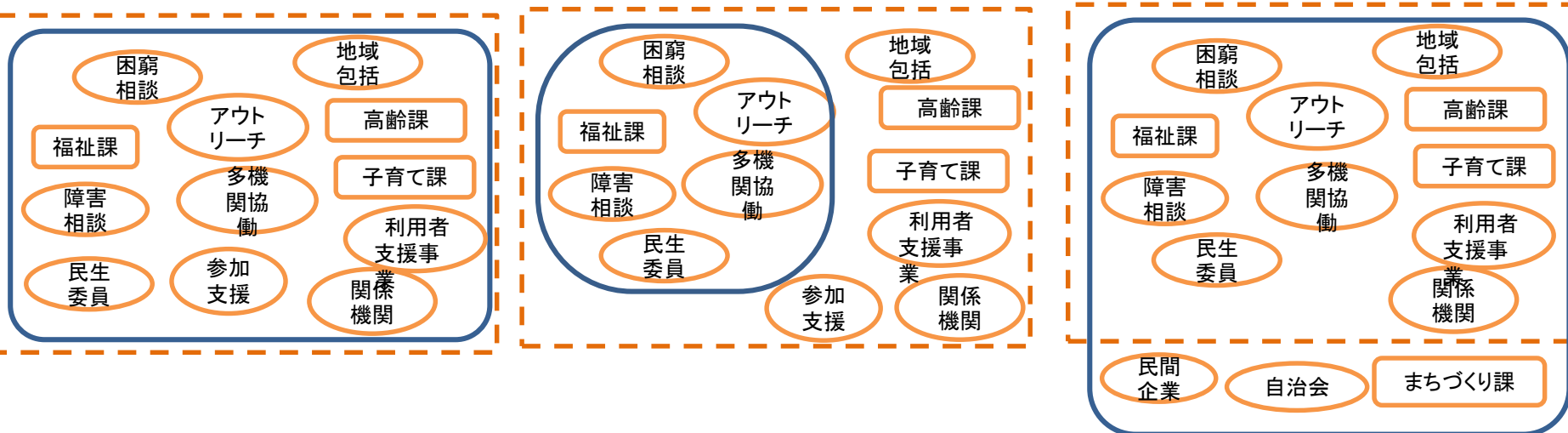
- 重層的支援会議については、その開催目的などに応じて、参加者、開催頻度など様々な開催形態を組み合わせて実施することが考えられる。
- また、地域ケア会議、要保護児童地域対策協議会などの既存の会議体と組み合わせて開催するなど効率的・効果的な実施方法を検討することが重要。

## 重層的支援会議の開催方法(例)

定期的に、複数ケースをまとめて協議するため、会議構成員の全員が参集して開催する場合

早期に支援プランを策定するため、随時、個別のケースに関係する機関のみで開催する場合

地域の社会資源の開発や地域住民の支援等を検討するため、会議の構成員を追加して開催する場合



  : 既存の会議体の基本的な構成機関

  : 重層的支援会議の基本的な構成機関

# 重層的支援会議の開催方法等

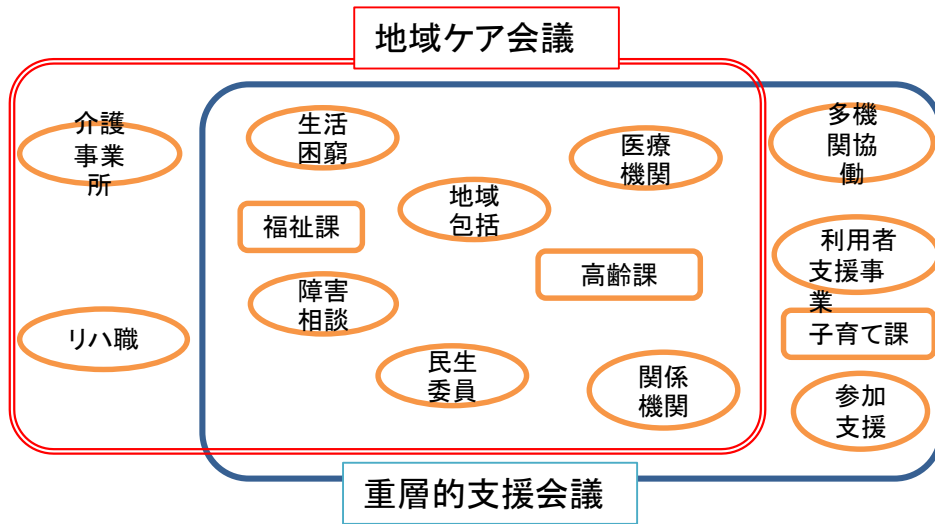
## 他の会議体とあわせて開催する例

① 構成員が同一で、他の会議体と重層的支援会議を兼ねて開催する場合



※ 地域ケア会議など分野別の会議体で協議すべき事案と、重層的支援会議で協議する事案が区分される場合は、前半は地域ケア会議として、後半は両会議体を兼ねる形とするなど、議題に応じて開催形態を区分することも考えられる。

② 構成員が一部重複しており、他の会議体の開催日に合わせて重層的支援会議を開催する場合



※ 個別の会議体と、重層的支援会議の構成員の一部が重複する場合、例えば、先に地域ケア会議として実施後、一旦地域ケア会議としては閉会した上で、重層的支援会議の構成員にはそのまま引き続き重層的支援会議として開催することも考えられる

### 【留意事項】

・個人情報の取扱いについて、①の場合、会議参加者全員が重層的支援会議の構成員となるため、重層的支援会議内で情報を取り扱うことについて本人同意を得ておく。②の場合、地域ケア会議のみの構成員に対しては、重層的支援会議の情報共有に関する本人同意の範囲外となるため、重層的支援会議の構成員のみでの協議とする。また地域ケア会議のみの構成員が個別ケースの協議に必要な場合については、予め臨時に重層的支援会議の構成員とするか、他の会議体の構成員への情報提供について同意をとるなどの対応が必要。

※ 重層的支援会議内の情報共有について本人同意が得られていないケースを扱う場合は、「支援会議」として開催する。  
・必要に応じて、それぞれの会議の設置規定や開催費用の負担方法などを調整しておくことが必要

### 3. 支援会議

# 支援会議と重層的支援会議の違いについて

## 支援会議（第106条の6）

- ❑ 支援会議は、会議の構成員に対する守秘義務を設け、構成員同士が安心して潜在的な課題を抱える人に関する情報の共有等を行うことを可能とすることにより、地域において関係機関等がそれぞれ把握していながらも支援が届いていない個々の事案の情報の共有や地域における必要な支援体制の検討を円滑にするものである。
- ❑ 支援会議の構成員の役割は、次のとおり。
  - ・ 気になる事案の情報提供・情報共有
  - ・ 見守りと支援方針の理解
  - ・ 緊急性がある事案への対応
- ❑ 支援会議は、支援する側の事務を円滑に行うために開催するものではない。あくまで潜在的な相談者に支援を届けるために行うものであり、とりわけ、自ら支援を求めることが困難な人や支援が必要な状況にあるにも関わらず支援ができていない人へ支援を行うために開催するものである。

## 重層的支援会議

- ❑ 重層的支援会議は、重層的支援体制整備事業の中で規定される会議であり、関係機関との情報共有にかかる本人同意を得たケースに関して、当該ケースのプランを共有したり、プランの適切性を協議するところである。
- ❑ 具体的には、主に次の4つの役割を果たすものである。
  - ・ プランの適切性の協議
  - ・ 支援提供者によるプランの共有
  - ・ プラン終結時等の評価
  - ・ 社会資源の充足状況の把握と開発にむけた検討

# 支援会議の仕組み

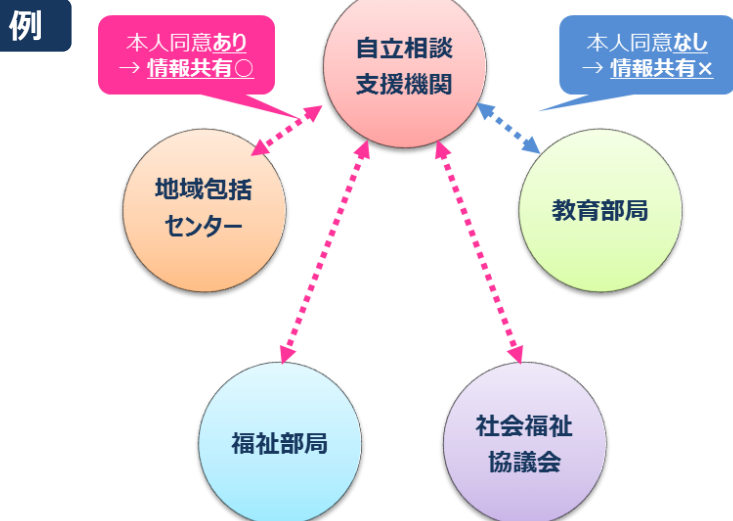
- これまでの複雑化・複合化した課題を抱える地域住民に対する支援については、関係者間での会議体が法定されていないことから**情報共有が進まず、深刻な課題の状態を見逃してしまったり、予防的な措置を取ることが困難であったりすることが問題視**されてきた。
- このため、**重層的支援体制整備事業では支援会議を法定し、会議体の構成員に対して守秘義務をかけることによって、支援関係者間の積極的な情報交換や連携ができるようにした。**

※ **支援会議の機能や役割が適切に果たせるのであれば**、各自治体の判断で生活困窮者自立支援法に基づく「支援調整会議」はもとより、介護保険法に基づく「地域ケア会議」や障害者総合支援法に基づく「（自立支援）協議会」、児童福祉法に基づく「要保護児童対策地域協議会」など**既存の会議体を「支援会議」として活用することは差し支えない。**

## 現行制度における課題

- 支援における情報共有は**本人同意が原則**

- ・ 本人の同意が得られないために支援に当たって連携すべき庁内の関係部局・関係機関との間で情報の共有や連携を図ることができない事案
- ・ 同一世帯の様々な人がそれぞれ異なる課題を抱え、それぞれ専門の相談窓口や関係機関等で相談対応が行われているが、それが世帯全体の課題として、支援に当たって連携すべき関係機関・関係者の間で把握・共有されていない事案等の中には、**世帯として状況を把握して初めて課題の程度が把握できる事案**がある。

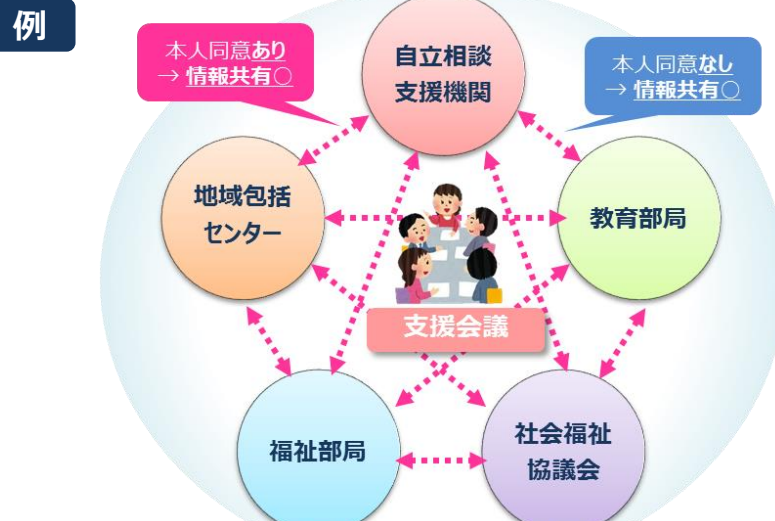


各法における守秘義務

## 支援会議を設置した場合

- 関係機関がそれぞれ把握している複雑化・複合化した課題が疑われるようなケースの情報共有や支援に係る地域資源のあり方等の検討を行う
- **守秘義務の設定**

- ・ **本人同意なしで、関係機関で気になっている複雑化・複合化した課題が疑われるようなケースの情報共有が可能となる。**



支援会議における守秘義務

# 支援会議の構成員

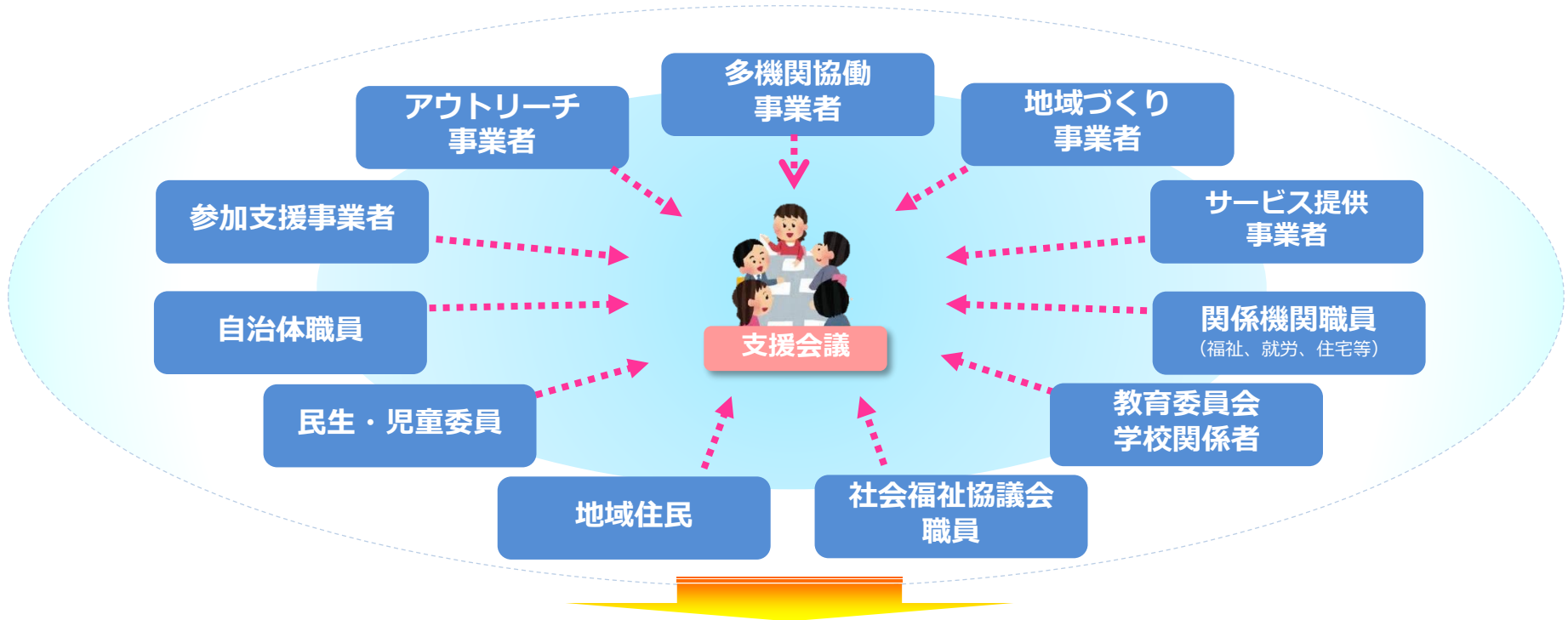
○ 支援会議の構成員については、主に以下の者や機関を想定している。

◆ 行政機関（労働・住まい・保健医療・教育・農林水産等） ◆ 各分野の相談支援機関やコーディネーター ◆ サービス提供事業者 ◆ 医療機関 ◆ 協同組合 ◆ 学校 ◆ NPO ◆ 社会福祉法人 ◆ 地縁組織 ◆ ボランティア等の活動団体 ◆ 専門職団体 ◆ 民間企業 など

※ メンバーそれぞれに守秘義務がかけられることを前提に支援会議のメンバーを案件や開催時期等によって異なるものとする可

構成員への謝金など『支援会議の設置・運営に要する費用』については、**重層的支援体制整備事業の国庫負担対象経費として取扱うものとする**

## （参考）支援会議の構成員のイメージ



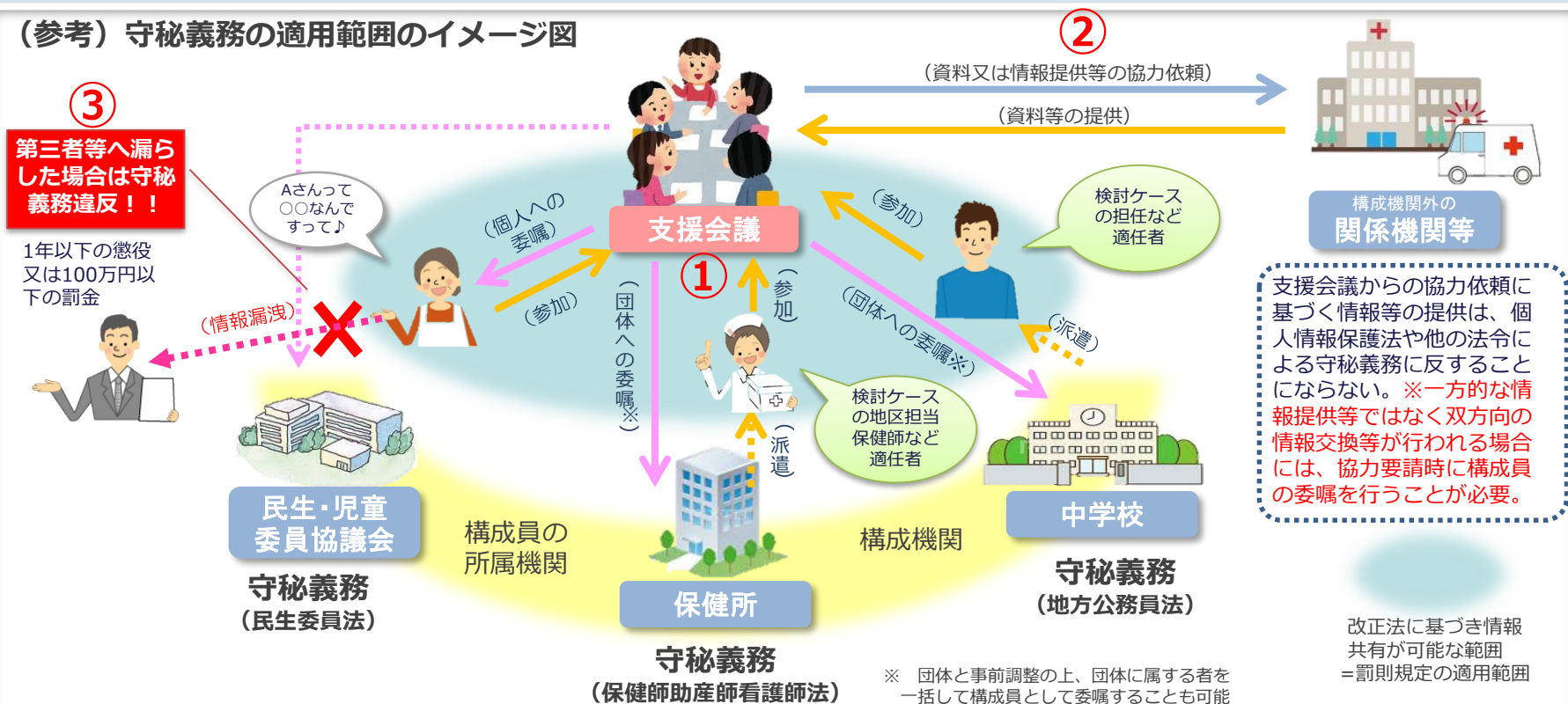
関係機関等の役割分担を通じて、それぞれの機関が責任をもって関わることの体制づくりが各地域において推進される。



# 支援会議における守秘義務の適用範囲

- ① 改正法では、重層的支援体制整備事業に関わる関係者間の情報の共有及び支援体制の検討を行う会議を法定し、**会議体の構成員に対して守秘義務をかけることで本人の同意がとれないケースであっても、必要に応じて地域における課題を抱える住民に関する情報共有を行えるようにした。**
  - ② また、重層的支援体制整備事業の円滑な実施を図るために情報の交換等を行う必要がある場合は、**関係機関等に対して「課題を抱える地域住民に関する資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めること」が可能になる。**
  - ③ なお、支援会議の構成員は正当な理由なく、支援会議の中で共有された課題を抱える地域住民に関する個人情報等を支援会議の外へ漏えいさせるなど**守秘義務に違反した場合には、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処されることになる。**
- ※ なお、支援会議においても、地方税法第22条により、地方公務員が業務上取り扱う一般的な個人情報より厳しい守秘義務が課せられている**税務職員が有する納税者等の情報を本人の同意なく共有することまでは想定していないことに留意が必要。**

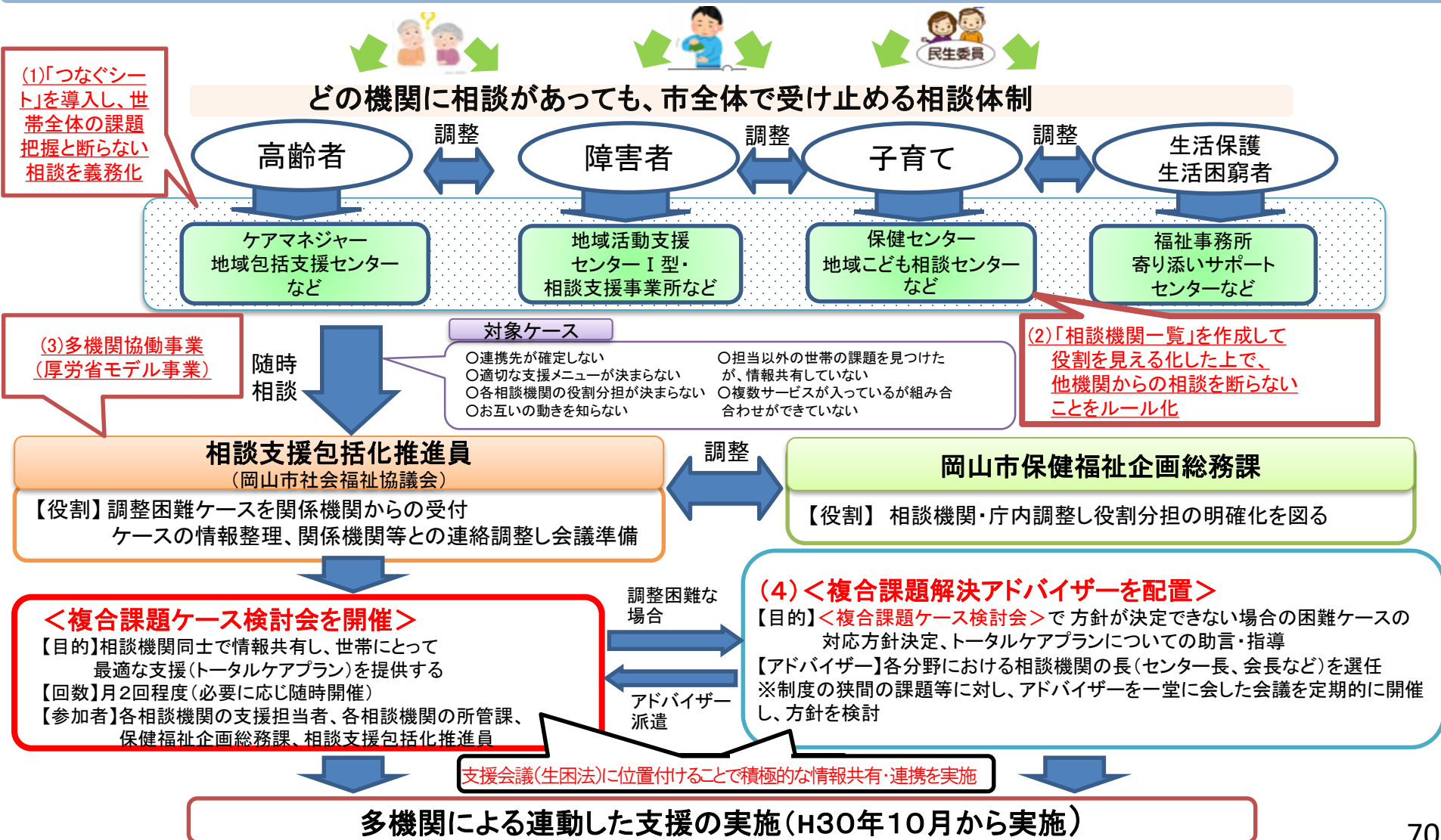
## (参考) 守秘義務の適用範囲のイメージ図





# 岡山市 複雑化・複合化した相談に対応する体制(複合課題ケース検討会と複合課題解決アドバイザー)

- ・ワンストップ窓口を作るのではなく、様々な相談機関でこれまで培ってきた各分野の専門性をいかしながら、それぞれの相談機関が連動する体制を推進。
- ・複数の制度に基づくサービスの組み合わせを調整することで、世帯にとって最適なサービスを提供する。



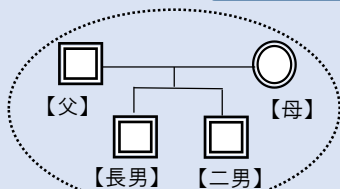
## 複合課題解決アドバイザー

- 各分野における相談機関の長（センター長、会長など）を複合課題解決アドバイザーとして選任。
- 複合課題解決アドバイザーは、困難ケースの対応方針の決定や、世帯のトータルケアプランについての助言・指導を行う役割を担う。（※令和元年度から医療分野に保健所長（医師）を選任）

| 分野          | 所属                                        | 職・氏名      |
|-------------|-------------------------------------------|-----------|
| 医療          | 岡山市保健所                                    | 所長        |
|             | 岡山市保健福祉局保健福祉部医療政策推進課<br>地域ケア総合推進センター      | 所長        |
| 高齢者福祉       | 岡山市地域包括支援センター                             | 総センター長    |
| 障害福祉        | 岡山市障害者自立支援協議会                             | 会長        |
|             | 岡山市保健福祉局障害・生活福祉部                          | 部長        |
| 保健          | 岡山市保健福祉局保健福祉部                             | 保健政策担当部長  |
| 精神保健        | 岡山市保健福祉局保健所健康づくり課                         | 精神保健担当課長  |
| 福祉サービス・生活保護 | 岡山市保健福祉局障害・生活福祉部                          | 参事        |
| 児童福祉        | 岡山っ子育成局子育て支援部<br>こども総合相談所                 | 所長        |
|             | 岡山っ子育成局子育て支援部<br>こども福祉課                   | こども家庭支援係長 |
|             | 岡山市発達障害者支援センター                            | 所長        |
| 生活困窮        | 岡山市社会福祉協議会<br>生活支援・総合相談課（岡山市寄り添いサポートセンター） | 室長        |

# 新型コロナウイルス感染症で入院、退院後の自宅生活に課題を抱える8050世帯

## 家族構成



＜父＞  
80代、スモ造設（自己管理）  
＜母＞  
80代、要介護1（認知症）  
＜長男＞  
50代、正就労  
＜二男＞  
50代、引きこもり

## 支援のきっかけ

新型コロナウイルス感染症で父と長男が入院がしていた。父は入院前、介護サービスを利用しておらず、長期入院の影響で筋力の低下や認知機能の低下が危惧されていた。関係機関は入院前と同様の自宅生活を継続できるよう支援体制を整えたいが、**関係機関が感染症元患者への対応に不安を抱え、支援方針が定まらなかったことから、支援に入っていた保健センターより相談支援包括化推進員へ相談が入った。**

## 支援内容

### ＜複合課題ケース検討会を開催＞

- 保健所保健課医療副専門監より感染症に対する正しい知識、具体的な予防策、留意点等について説明をもらった。
- 各機関が関わってきた支援などの情報を整理しながら、それぞれの関わりを確認した。生活歴や本人及び家族に関する最近の情報を基に、今後の支援について具体的に意見を出し合った。

### ＜世帯の課題＞

関係機関が一堂に会す会議を開催したことで、以下のような課題が明らかになった。

- 長男が勤務後、買い物や食事等準備しており、長男が就労している時間帯の食事は、父が自転車でスーパーなどへ買いに行っていた。元々支援をあまり受け入れない家族であったが、今回、家事を行う中心的な担い手の父と長男が入院したため、残された家族（母：認知症、二男：引きこもり）だけで在宅生活を続けていくことが難しかった。
- 母はデイケアを利用していたが、父と長男の新型コロナウイルスの感染による濃厚接触者で自宅待機による健康観察が必要になったため、デイケアの利用がストップし、健康観察終了後も数週間サービスを利用しないままだった。

### ＜多機関との連携による支援＞

- 保健所保健課より、感染症に対する正しい知識を情報提供してもらい、感染症患者への関わり方に関係機関の共通認識ができたことにより、支援へのアプローチがスムーズになった。
- 父の介護保険申請や母の介護サービス利用に関わる支援については、介護支援の関係機関（福祉事務所、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、デイケア事業所）が引き続き情報共有しながら支援に入る。
- 二男の引きこもりに対する支援は、家族への支援を通して、二男もしくは家族から支援の要望があれば、**タイミングを逃さず**、保健センターを中心に、必要があればこころの健康センターと一緒に支援を行っていく。
- 何らかの理由で家族のバランスが崩れると、再び世帯で困ることが出てくる可能性もあるため、この世帯のキーパーソンである長男が望むように、家族が入院前と同様に自宅で生活していけるよう、関係機関が情報共有し連携しながら支援していく
- 今後は職員研修や情報発信等を通じて、行政及び関係機関が感染症に対する正しい知識を理解し、共有していく。また、各分野の事業所や支援団体に周知していくことで、本人及びその家族に寄り添った支援を実現していく。



### 複合課題ケース検討会 参加者一覧

|                           |
|---------------------------|
| 保健センター                    |
| 地域包括支援センター                |
| 在宅介護支援センター                |
| デイケア事業所                   |
| (新)福祉事務所所長、担当係長           |
| (新)保健所保健課長、医療副専門監         |
| (新)地域包括ケア推進課課長、課長補佐       |
| (新)こころの健康センター（精神保健福祉センター） |
| (新)保健政策担当部長（アドバイザー）       |
| (新)健康づくり課精神保健担当課長（アドバイザー） |
| (新)高齢福祉部長                 |
| (新)保健福祉企画総務課              |
| (新)相談支援包括化推進員             |

（新）…相談支援包括化推進員が関わる  
ことにより、新たに入った機関

## 効果

- 感染症患者への支援に関わる関係機関が、**感染症に対する正しい知識を理解することで感染症に対する不安の軽減につながった。世帯に対する支援へのアプローチのタイミングなど、関係機関が情報共有し連携しながら支援体制を整えていくことができた。**
- 感染症に対する正しい知識等を部長、課長も含め関係職員全体で共通認識を持つことで、今後同様の事例があっても対応することができる体制ができた。

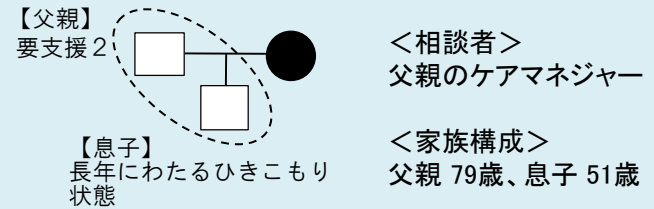
# 参考資料

# 多機関協働事業による支援事例 ①

## 支援対象者及び世帯の状況／相談の経緯

- 要支援状態の父親と引きこもりの息子の二人暮らし。父親は進行性の疾患があり、病院で入院治療とリハビリを勧められたが、不在の間の息子の生活が気になり、入院するかどうか迷っている。
- 息子の状況について、支援関係者らは把握していたが、これまでは支援のきっかけが掴めず、今回の父親の入院をきっかけにケアマネジャーが多機関協働事業につないだ。

## 家族構成図



### <相談の開始>

多機関協働事業がケアマネジャーからの相談を受け、支援を開始することとなる。

### <複合的課題の解きほぐし>

多機関協働事業者は相談者と家族が抱える課題をアセスメントする。

- ・現在、経済的な不安はないが、父親は親亡き後の息子の生活に漠然とした不安を感じているものの、どうすればいいか分からない。
- ・息子は20年以上引きこもっており、以前は父親に「働きたいが自信がない」と話していたことがあるとのこと。

### 課題解決に向けた支援の見立て

- 息子：父親が入院している間の食事の確保（ヘルパーの自費利用）  
アウトリーチ事業によるひきこもり状態からの脱却（まずは、訪問による関係づくり）と、就労に向けた参加支援事業の利用
- 父親：退院後の在宅療養に向けた環境整備

### <支援の方向性の整理>

- ・支援プランを作成し、重層的支援会議を開催する。支援関係機関である居宅介護支援事業所のケアマネジャー、病院の医療ソーシャルワーカー、ヘルパー事業所、アウトリーチ事業と参加支援事業の担当者らと支援の方向性を共有し、それぞれの機関の役割分担を行う。

### <支援の実施>

- ・各支援関係機関や関係者らによる支援が開始される。多機関協働事業者が適宜聞き取り等を行い、進捗状況をモニタリングする。
- ・円滑な実施状況を確認し、一定の見通しがついたため、多機関協働事業による支援を終結。

## 多機関協働事業による支援の必要性

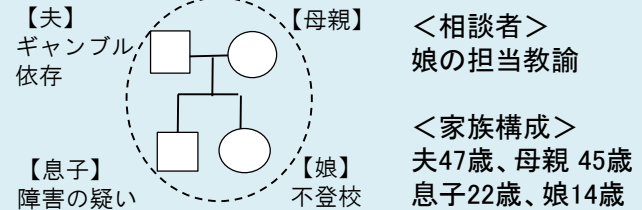
- ❑ 複雑化・複合化した課題に関しては、本人の気持ちの動きに添った支援が求められ、支援実施のタイミングが重要になることから、支援関係機関間の連携が必要。
- ❑ 制度の狭間にあるケースに対応する場合には、制度上に位置付けられた支援関係機関のみでは、本人への働きかけや具体的な支援メニューにつなぐことが困難であるため、多機関協働事業の支援により、アウトリーチ事業や参加支援事業の利活用をコーディネートしていくことが求められる。

## 多機関協働事業による支援事例 ②

### 支援対象者及び世帯の状況／相談の経緯

- キャンブル依存の夫、不登校の娘、障害の疑いのある息子と母親（妻）の四人暮らし。娘が学校を休みがちであり、担任教諭が母親と面談したところ、「娘の素行が乱れ、不登校気味であることに加え、夫や息子のことでも悩んでいる。」との相談を受けた。
- 困りごとが多岐にわたり、どこに相談すればよいか分からず、多機関協働事業による支援につながった。

### 家族構成図



### ＜相談の開始＞

娘の担任教諭からの相談を受け付け、母親からの利用申し込み手続きを行う。

### ＜複合的課題の解きほぐし＞

担任教諭が把握していた情報を基にアセスメントを深め、課題の背景や現状を明らかにし、支援についての見立てを行う。  
夫は飲食店経営の倒産をきっかけに、昼間からの飲酒とパチンコの毎日。娘は父親の事業が倒産したことをからかわれ、不登校気味になり、勉強についていけなくなり、素行も乱れてきた。息子は短期間しか仕事が続かず、障害の疑いがある。母親も家計の状況が把握できておらず、各種料金の滞納がある。世帯の現状により、近隣から疎まれて地域で孤立している。

### 課題解決に向けた支援の見立て

夫：ハローワークでの求人活動  
娘：学習支援

母親：家計相談支援事業の利用（自立相談支援機関）  
息子：機関相談支援センターへの相談、就労訓練事業の利用  
世帯：地域との関係性のつなぎ戻し

### ＜支援の方向性の整理＞

- ・ 支援プランを作成し、支援協議会議を開催し、支援関係機関である学校、ハローワーク、自立相談支援機関や参加支援事業の担当者、地域の関係者らと支援の方向性を共有し、それぞれの役割分担を行う。

### ＜支援の実施＞

- ・ 各支援関係機関や関係者らによる支援が開始され、適宜聞き取り等により支援の進捗状況をモニタリング。円滑な実施状況を確認し、一定の見通しがついたため、多機関協働事業による支援を終結。

### 多機関協働事業による支援の必要性

- 複合的な課題は解きほぐしに時間と労力が掛かり、単独の支援関係機関では対応に限界があり、関係者が増えるほど情報共有にも困難さが生じる。
- また、支援する中で新たな課題が発見されることや、ライフステージの変化等から新たな課題が発生する場合などがある。多機関協働事業により支援全体を俯瞰して調整を行うとともに、支援の終結後も新たな課題の発生に備え、支援機関や関係者と情報共有ができる体制整備を行うことが重要。



# アウトリーチ等を通じた継続的支援事業の実施方法の考え方

- 事業を「直営」もしくは「委託（全部委託・一部委託）」により実施するかどうかについては、直営・委託それぞれの強みを踏まえつつ、個々の市町村における支援体制の状況に応じて検討されるもの。
- 事業を委託して実施する場合、委託先の事業者を選定する視点として、①対象者の課題を適切に把握できる機能を備えているか、②継続的に関わることができる体制があるか、③地域の関係機関等（福祉分野以外も含む）と良好な関係性を構築できているか等が考えられる。

| 実施方法    | 直営                                                                                                                                                                                                             | 委託                                                                                                                                                                                                                             |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 想定される強み | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 行政庁内関係部署と協力したアウトリーチ体制を構築することができる。（介護、障害、子育て、生活困窮をはじめ、消費者相談、納税、水道、環境部門などとの連携が考えられる）</li><li>○ 庁内にアウトリーチ等のノウハウが蓄積され、庁内全体で支援が届いていないと考えられる対象者の情報を早期に把握することにつながる。</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 民間事業者が有するアウトリーチ等に関する専門性やノウハウを活用することができる。</li><li>○ 地域に根付いた活動基盤がある場合、その地域の各事業者との円滑な連携や、社会資源の効果的な活用が期待できる。</li><li>○ 既存の相談支援事業等を実施する事業者にアウトリーチを委託することにより、各種事業と有機的に連携させることができる。</li></ul> |

## 委託先の例と想定される効果



- **多機関協働事業者に委託**  
例：地域の各相談支援事業所等の関係機関と連携体制を構築する多機関協働事業者にアウトリーチ等事業を委託することにより、重層的支援会議や各関係機関から定期的に対象者把握のための情報を得ることができ、迅速なアウトリーチの展開につながる。
- **地域づくり事業者や参加支援事業者に委託**  
例：地域住民に身近な場所で活動する事業所にアウトリーチ等事業を委託することにより、地域住民の対話や変化を日常的に捉え、支援が必要な者・世帯の情報を幅広く把握することができる。
- **既存の相談支援事業者に委託**  
例：地域包括支援センター運営を受託している事業者にアウトリーチ等事業を委託することにより、これまで地域包括支援センターのみで対応するには負担が大きかった8050世帯への支援体制を強化することができる。



- 地域づくりに向けた支援とは、地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援を目指すものである。
- そのためには、「人」と「場」の両方の機能を整備することが必要である。

## 人

- ・ ケアし支えあう関係性を広げ、交流・参加・学びの機会を生み出すコーディネート機能（地域づくりのコーディネート機能）

※ 個人の活動や人のコーディネートのほか、地域のプラットフォームの2つの機能を担保することが重要である。



## 場

- ・ 住民同士が出会い参加することのできる場や居場所（場や居場所の確保支援）



※ 同世代や同じ属性の人が交流することを目的とした場のほか、世代や属性を超えて住民同士が交流できる場や居場所も重要な役割を果たす。

# コーディネート機能を活かした「地域づくり」の事例①（秋田県羽後町）

- 羽後町仙道地区では、秋田県版小さな拠点である「お互い様スーパー」が地域課題解決の拠点になっており、交流スペースを活用し、引きこもりの若者との交流などの活動も展開している。
- 地域おこし協力隊として、他の地域から移り住んだ若者が、新しい視点での気づきを発信し、地域おこし協力隊の任期を終えた現在も集落支援員として地域を支え、コーディネート機能の一部を担い、分野を超えた取組に発展している。

仙道地区の課題として、「高齢者のみの世帯が増え、雪下ろしができない。」「公共交通機関が撤退したが、日常の買い物に困るだけでなく、住民が集う場所や機会が減り、つながりが薄らいでしまう。」といった現状がある。

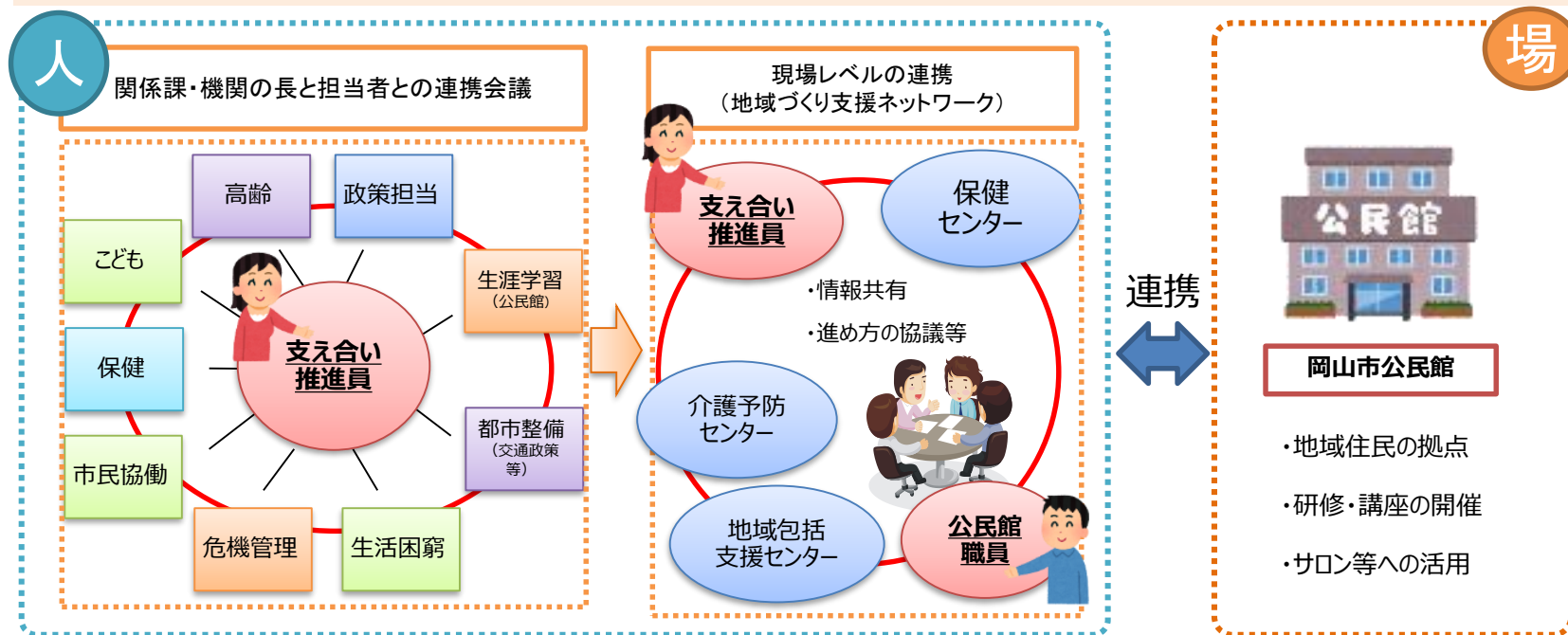


## コーディネート機能を活かした「地域づくり」の事例②（岡山市）

- 地域づくりの拠点の一つである「公民館の職員」と「支え合い推進員（生活支援コーディネーター）」が連携し、地域支え合い活動を協働でコーディネートするために、計画レベルから連携を位置づけ、庁内・現場・地域のそれぞれのレベルでの連携強化を図っている。
- 公民館職員は様々な団体と連携しながら、地域課題解決のための学びや地域づくりを支援しており、支え合い推進員が活動するにあたり、これまでのノウハウや地域での人脈等を結集し、協働しながら戦略的に地域づくりを推進。

保健福祉の上位計画である地域共生社会推進計画（地域福祉計画）と公民館基本方針において、地域づくりを推進するための連携を位置づけ。関係課・関係機関との連携会議を行うとともに、地域づくり支援ネットワークを立ち上げ、情報共有や今後の進め方を協議。（概ね1ヵ月に1回開催）

支え合い推進員や公民館等が一体的に動いていることを地域住民に伝え、地域住民の困り事相談や社会参加の場の創出を実施したことにより、地域の困りごと解消や参加する高齢者の健康寿命延伸、孤立化防止に繋がるとともに、地域の持続可能性が高まり、SDG sの達成にも寄与している。



# 多種多様なプラットフォームの事例①（兵庫県芦屋市）

平成29年度から、行政改革と連動したプロジェクトとして、「健康増進」「高齢者の社会参加」「全世代交流」をテーマに「こえる場！」の取組を開始。地域活動を行っている企業・団体等と芦屋市がつながり、民との協働によって新たなアイデアを生み出し、ともにまちづくりを進め、複雑・多様化した課題の解決を目指している。この取組は、行政改革の一環として始まったところ、市の目指すべき未来が共有され、民間の多様な主体が中心となった協働が進むとともに、市職員の人材育成にもつながっている。

## 平成30年度「こえる場！」の取組

- ・企業・団体等が日ごろの活動の中で感じている地域課題や企業・団体等が持つ強みや資源に関連するテーマを提案。
- ・テーマに関心のある人が集まり、5つのグループに分かれて、取組を進める。



- ・庁内連携の推進（横断的な組織整備）
- ・公民協働型の職員の育成
- ・専門機関との連携
- ・地域における活動の促進
- ・企業・団体等多様な主体との連携
- ・目指すべき未来の共有

等



## （参加企業）（令和元年8月時点）

アイザワ証券(株)／(株)アクティブライフ／朝日ヶ丘コミュニティ・スクール／芦屋いずみ会／(学)芦屋学園芦屋大学／(福)芦屋市社会福祉協議会／芦屋市商工会／(特非)芦屋市体育協会／芦屋市民生児童委員協議会／芦屋市レクリエーションスポーツ協会／(株)芦屋人／尼崎ENGAWA化計画／(株)笠谷工務店／(福)かんでん福祉事業団エルホーム芦屋／(福)きらくえんあしや喜楽苑／(学)甲南学園甲南大学／(一社)コミュニティ援助センター／(特非)コミュニティリンク／(特非)さんぴいす／(株)ジェイコムウエスト／(福)聖徳園あしや聖徳園／生活協同組合コープこうべ／地域福祉アクションプログラム推進協議会／ちきゅうっ子応援隊／(株)トライグループ／(特非)人間中心設計推進機構関西支部／阪急阪神ホールディングス(株)／兵庫県住宅供給公社／(福)兵庫盲導犬協会／(株)フィッシングマックス／(株)プランツ・キューブ／(株)ポップ・アイディー／ミズノ(株)／(株)三井住友銀行／(株)ラジオ関西



## 多種多様なプラットフォームの事例②（松戸市）

- 平成30年度より、市内15圏域での「地域づくりフォーラム」を実施し、地域住民が自分の住む地域の課題を認識し、自分たちで解決する意識の醸成を図りつつ、各圏域に生活支援コーディネーターを配置することにより、地域の声を地域ケア推進会議につないでいく仕組みを展開している。
- また、地域ケア会議を高齢者だけでなく、地域で生活するすべての人が集い、一緒に考える場として共生対応化することにより、地域だけでは解決が困難なことについても、地域住民との協働での解決を目指している。

### 平成30年度 地域づくりフォーラムの一例

#### いいばしょ 居場所 みつけましょ！ ～東部地区地域づくりフォーラム～

カフェでゆったりコーヒーを  
ゲームで盛りよう!  
一緒に豚汁を食べよう!  
みんなで豚汁をつくらう!

**いいばしょ 居場所 みつけましょ！**

東部地区地域づくりフォーラム

入場無料

日時: 2019年3月3日(日) 10:00～14:00  
(開演予約者 受付開始 9:45～)

場所: 東部市民センター  
(松戸市高塚新田494-9)

主催: 東部地区地域づくりフォーラム実行委員会 松戸市 高齢者支援課

#### 地域の声をキャッチアップ

まつどNPO協議会(市民活動サポートセンター)・地域包括支援センター・聖徳大学・高齢者支援課が協働して開催。

地域の課題を  
地域で考える



生活支援コーディネーター  
を配置

地域住民だけでは  
解決が困難なこと

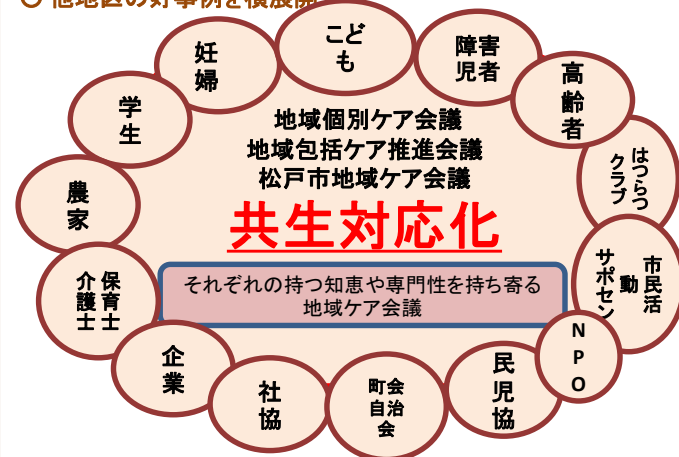
### 東部地区子ども食堂

- 地域づくりフォーラムでの気づきから、住民の有志らが町会の集会所を活用し、子ども食堂を開始。
- 地域の子ども達や住民らが、誰でも集える居場所づくりを実践。



### 地域ケア会議の共生対応化

- 地域だけでは困難な課題を検討・解決
- 他地区の好事例を横展開



# 多種多様なプラットフォームの事例③（東京都文京区）



文京区社会福祉協議会が、地域をつなぐ場として2016年4月に「フミコム」を開所。多様な主体が協働する場をコーディネート。地域ニーズを実現するために、「福祉」という切り口では担い手になり得なかった人の参画や、これまでつながっていなかった活動等をつなぎあわせ、地域課題の解決や地域活性化を目指している。

## 「つながる・つなげる・踏み込む」

○フミ：文京＝文(ふみ)の京(みやこ)  
コム：community communication

○踏み込む！

人と情報が  
集う場を  
つくります！



### ◆フミコム cafe

地域に関するさまざまなテーマのゲストの話を聞きながら、新たなつながりや、次のアクションを生み出すキッカケのイベント

### ◆フミコム朝活

休日の午前中に、地域活動にも役立つスキルを身につけ、地域で活躍する準備を応援する講座  
例)グラフィックレコーディングなど

### ◆活動入門講座

地域のことや課題を知った後のステップとして、各自ができる行動に踏み出すための準備の講座  
例)複業講座、定年前の世代向け講座

地域活動・NPO活動など  
専門相談や活動を  
サポートします！



### ◆団体力強化講座

広報や資金獲得など、団体の組織運営や活動の企画する際のヒントとなる講座

### ◆専門相談

外部の専門家による団体の課題に合わせた各種相談

### ◆コミュニティマイスター等による相談

経験豊富なスタッフによる専門的な総合相談やネットワーク支援を実施

つながりを生み出すための  
コーディネートや  
マッチングを行います！



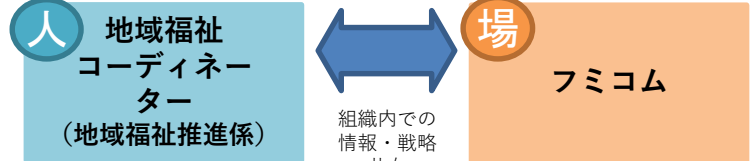
### ◆企業や教育機関のネットワーク

地域や社会貢献に関心のある企業や教育機関のネットワークを組み、新たなつながりをコーディネートすることで地域活性化や課題解決を図ります。

### ◆「Bチャレ」(提案公募型協働事業)

NPO・企業・行政・学校・ソーシャルビジネス等の新たなつながりによる、地域活性化や地域課題解決のための協働事業を募集し、助成します。

## 地域福祉コーディネーターとフミコムの両輪での事業推進



- 「地縁」に強い
- 「福祉」に強い
- 地域の課題「発見」力

- テーマ型活動に強い
- 福祉以外・地域外の資源
- 協働による課題「解決」力
- 福祉職だけでは担えない中間支援

## 集まらない時期にはオンラインで講座・イベントを開催

- フミコムで開催していた講座・イベントは、コロナウイルス感染症が広がって以降はオンラインで開催。
- コメント機能等を活用してゲストと参加者の双方向のやり取りも行い、新たなつながり方を実現。



## 【フミコムの活動から見てきたこと】

- 専門的なアプローチで活動する主体は増えてきたが、課題が増えるスピードに解決されるスピードが追いつかない。  
⇒新たな担い手との新たなつながりが必要で、足りないのは 俯瞰して「繋ぐ人」
- 「地域性の活動」と「テーマ性の活動」の結節点をどこにつくるかの工夫と、「福祉」と「他分野」の“言語”の違いへの認識が必要
- 福祉と他分野が繋がることで新たな価値創造ができる

# 支援会議の事例（滋賀県野洲市）



## 開催方法

### 開催場所

野洲市役所内、関係機関

### 開催頻度

- ①随時開催
- ②毎月1回定例開催

## 参加者

市民生活相談課長（総括者）が必要に応じて以下の機関を招集する

### 市の機関

高齢福祉課・健康推進課・保険年金課・住宅課・学校教育課、子育て家庭支援課、納税推進課など多数の課・事業所

### 外部機関

生活困窮者問題に取り組む団体 法律家  
草津公共職業安定所 社会福祉協議会  
その他総括者が必要と認める機関や団体

## 支援会議設置の経緯

- 野洲市では、生活困窮者自立支援法改正に伴い、平成30年12月に「野洲市くらし支えあい条例」を改正し、同条例25条に基づき支援会議を設置（既存の支援調整会議に機能を付加）し、平成31年1月より運用している

## 検討に向けた調整

- ①随時開催にあたっては、支援対象者世帯に関する機関等が参集し、必要な情報等を共有し支援調整を行っている
  - ・各関係課が実施するケース会議などの既存の会議体と共催するときもある・会議の通知及び会議で配布するレジユメには法9条の趣旨や守秘義務等の留意点を記載し注意を促している。
- ②毎月開催では、必要に応じ支援プランの修正や今後の支援方針及び各機関・関係者の役割の確認を行うなど支援プランの適切性をチェックしている。

## 会議で扱ったケース例

- 中高年のひきこもり事案
- 小・中学校の不登校、中学校卒業後のひきこもり事案
- 高齢者、子ども、障がい者に関する虐待のグレーゾーン事案
- 地域住民からの嫌がらせ事案
- 知的障がいのある身寄りのない人の生活支援及び死後の事務手続きに関する事案
- 生活困窮する沢山の子供がいる世帯の子育て支援及び困窮事案
- 自殺企図のある多重債務事案
- 生活困窮世帯における重複滞納の事案      など



# 支援会議の事例（三重県鳥羽市）



## 開催方法

### □ 開催場所

鳥羽市保健福祉センター内

### □ 開催頻度

随時開催

## 参加者

健康福祉課職員、社協職員、サービス提供事業所、関係する庁内の担当者、教育関係者、民生委員・児童委員、地域住民など

## 支援会議設置の経緯

- 鳥羽市では、保健福祉センター内に、自立相談支援機関、障害の一般相談事業所、地域包括支援センター、子どもの相談支援機関等があり、それぞれ相談を受けている。
- しかし、課題が複雑・複合的なケースについては、どこが主担当として動くのか、どのように支援していくかがあいまいで、連携の仕組みが構築されていなかった。
- そこで、支援会議を設置し複雑・複合的なケースについては、支援の入り口から複数の関係機関が集まって課題を整理することで、円滑に支援を進めている。

## 検討に向けた調整

- 会議の開催にあたっては、相談にあたった担当から「地域共生ケース会議受付表」に相談内容、関係機関等、今後関わりが必要と思われる機関等を記入してもらう。
- 受付表をもとに、包括化推進員が、関係機関等と連絡調整を行い、会議の日程等を定める。
- ※ 会議の内容については、守秘義務及び罰則規定あり

## 会議で扱うケース

- 世帯員がそれぞれ異なる課題を抱え、それぞれ別々の相談窓口や関係機関等で相談対応が行われているが、世帯全体の課題として、支援にあたって連携すべき関係機関・関係者間で把握・共有されていない事案
- より適切に支援を行うため、関係機関・関係者等と情報共有しておく必要があると考えられる事案
- 複合的課題があり、主担当が決まっていない事案